

官報

號外 昭和二十一年九月五日

○第九十回 衆議院議事速記録第四十號

昭和二十一年九月四日(水曜日)

午後一時二十五分開議

議事日程 第三十九號

昭和二十一年九月四日

午後一時開議

一 國民健康保險三關スル質問
(飯國壯三郎君外七名提出)

第一 臨時物資需給調整法案(政府提出)

第二 商工協同組合法案(政府提出)

第三 電氣事業法の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)

第四 石炭及コークス配給統制法の一部を改正する法律案(政府提出、貴族院送付)

提出者 第一讀會

第二讀會

第三讀會

第四讀會

提出者

飯國壯三郎君

大野 伴陸君

田中 萬逸君

西尾 末廣君

松本六太郎君

鈴木彌五郎君

福田 繁芳君

志賀 義雄君

提出者

林田 哲雄君

安平 鹿一君

關谷 勝利君

馬越 晃君

高橋 英吉君

稻本 早苗君

布 利秋君

藥師神岩太郎君

省營バス白城線運轉區間延長ニ關スル建議案

提出者

平野 增吉君

水口 周平君

日比野民平君

坪川 信三君

武藤 嘉一君

綿貫 佐民君

越美線運轉ニ關スル建議案

提出者

平野 增吉君

水口 周平君

日比野民平君

坪川 信三君

武藤 嘉一君

綿貫 佐民君

提出者

飯國壯三郎君

大野 伴陸君

田中 萬逸君

西尾 末廣君

松本六太郎君

鈴木彌五郎君

復興金融庫法案(政府提出)委員
委員長 高橋 泰雄君(委員長松
川昌藏君去二日委員辭
任ニ付其ノ補闕)

○副議長(木村小左衛門君) 是ヨリ會
議ヲ開キマス、日程第一、臨時物資需
給調整法案ノ前會ノ議事ヲ繼續致シマ
ス——正田敏男君

第一 臨時物資需給調整法案(政
府提出) 第一讀會(前會の續)
〔正田敏男君登壇〕
○正田敏男君 昨ハ只今ヨリ新政會ヲ
代表致シマシテ、臨時物資需給調整法
案ニ對スル質疑ヲ致シタイト存ジマス
ルガ、既ニ昨日各政黨ノ代表ニ依ツテ、
總括的質問ハ吳越同舟の二十分論議セ
ラレタノデゴザイマスルシ、私モ亦同
感デゴザイマスルガ故ニ、本日ハ内容
ヲ極ク切下ゲテ、委員會の質問ヲ致
シテ見タイト存ジマス次第デゴザイマ
ス、政府ニ於ケレマシテモ、ドウカ之
ニ對シマシテ、商工大臣、安定本部長
官、農林大臣、大藏大臣ノ御答辯ヲ御
願ヒ致シマス

政府ノ本法案提出ノ根本理由ニ付テ

ハ、各關係大臣ハ、總動員法ノナクナ
ツタ現在、之ニ代ルベキモノトシテ本
法案ヲ作成シタイト御答ヘニナリ、或ハ
經濟ノ民主化、經營ノ民主化ノ爲ニ本
法案ヲ作成シタイト、戰時中ノ如キ官僚統
制ハ排除シテ本法ヲ運用シタイト答ヘ
ラレテ居ルノデアリマスルガ、元來本
法案ハ一種ノ全權委任立法デアリマシ
テ、本立法ノ缺陷ト申シマスルモノ
ハ、内容ガ非常ニ抽象的デ、且ツ官僚ノ
獨善主義ニ陥リ易イ弊害ガアルコトデア
リマス、隨テ政府ガ如何ニ民主的ニ本法
ヲ活用サレテモ、戰爭ト云フ大キナ痛
手ニ四苦八苦致シテ居リマスル日本ト
致シマシテハ、有史以來ノ一大苦痛ヲ
是カラ嘗メナクテハナラナイ實情ニ於
キマシテ、安定本部ニ官僚陣ヲ蟠居シ
テ居リマスル限リハ、關係大臣ガ如何
ニ説明ヲ加ヘラレマセウトモ、内容ハ
漠トシテ掴ミドコロノナイ本法ニ於キ
マシテハ、民主的トハ反對ノ方向ニ進
ンデ行ク傾向ヲ多分ニ持合セテ居ルノ
デアリマス、隨テ假令表面的ニハ民主
的ニ出來テ居ルヤウニ見受ケラレル點
ガアリマシテモ、又關係大臣カラ、無
用ノ干涉ハ避ケルカラ信頼シテ欲シイ
ト云フ御言葉ガゴザイマシテモ、實質
的ニハ戰時色ヲ再現スルカノ感ヲ強ク
致シマスルノミナラズ、本法ノ性質
ガ、政府ニ對シテ白紙ノ委任狀ヲ渡ス
如キ内容デアリマスル以上、ソコニ必
然的ニ官僚統制ノ缺陷ヲ暴露致シマス
ルコトハ、過去ノ幾多ノ實例ヨリ推シ
テ火ヲ賭ルヨリモ明カデアリマス、殊
ニ總動員法ガナクナツタノデ、慌テテ
本法ヲ作ツタト云フニ至リマシテ
ハ、益、其ノ感ヲ深クスルモノデア
アル、内閣ガ政黨内閣デアリ、安定
本部ガ官僚陣ノ根城デアリマスニ於テ
ハ、更ニ兩者ノ對立モ想像ガ出來ルノ
デアリマス、本法立案ノ趣旨ニハ敢テ
私反對ヲ致スモノデハゴザイマセス
ガ、其ノ内容ト其ノ運用ニ於テ 大ナ
ル疑問ヲ抱クモノデアリマス、政府ガ
最初ニ立案致シマシタモノハ、實ニ四
十四箇條ト附則カラナル明細ナルモノ
デアリマシテ、戰爭中ニ設立セラレタ
統制團體、配給統制機關等ヲ利用シテ
之ヲ行フコトニナツテ居リ、其ノ點政
府ガ頻リニ辯明シテ居リマスル、戰爭
中ノヤウナコトハヤラナイ、官僚統制
ハ排除スルコト云フ御言葉トハ、大イニ
相違スル點ヲ發見スルコト共ニ、主務大
臣ハ是等ノ統制團體ニ對シテ、生産計
畫ノ決定、生産ノ指示、物資ノ配當、
注文ノ割當、物資又ハ設備ノ讓渡又ハ
讓受ケ、消費ニ關スル制限又ハ禁止、
種類數量ノ機宜ノ指定等、實ニ其ノ範
圍ハ廣汎ニ互ツテ行ハセルコトニナツ
テ居ツタノデアリマス、然ルニ今同當
議會ニ提出セラレマシタモノハ、驚ク
勿レ、四十四箇條ガ僅カノ六箇條ニ縮
小サレテ居ルノデアリマス、其ノ上ニ、其
ノ内容ガ大々的ニ變更セラレ、民主團
體ニ與ヘラレタ權限ハ、本法ニ於キマ
シテハ僅カニ物資ノ配當ノ一點ニ止マ

リ、其ノ他ハ總テ、第一條ニ於テ主務大臣ガ命令ヲ下スコトニ一大改正ガ加ヘラレタノデアリマス、此ノ事實ハ、敢テ私一人ニ止マラズ、何人ト雖モ不思議ノ感ヲ抱クコトハ當然デアリマス、而モ斯クノ如キ一大改革ヲ加ヘラレタル本法ヲ以テ、尙且ツ民主的立法ナリト説明スル政府ノ眞意ヲ、不幸ニシテ私ハ判ジ難ヘル次第デアリマス、政府ノ此ノ改革ノ已ムナキニ至ツタ理由ガ那邊ニゴザイマスルカ、商工大臣ノ懇切ナル御説明ヲ戴キタイト存ズル次第デアリマス

猶テ本法ノ第二條ニ於キマシテハ、前段ハ民主的ニ組織セラレタ産業團體ノ議決ニ基キ物資ノ割當ヲ認メテ置キナガラ、後段ニ於テハ民主的産業團體ノ行ツタ物資ノ割當ノ決定ニ不服ノアル者ノ申出ニ依ツテ、主務大臣ガ割當ノ變更ヲ命ズルコトガ出來ルヤウニナツテ居リマスコトハ、民主的産業團體ノ議決ト云フ前提ト大イニ矛盾ヲ來スノミナラズ、第一條ノ主務大臣ノ權限ト併セテ、往年ノ官僚統制ノ弊害ヲ再現スル虞ガ多分ニ包含サレテ居ルノデアリマス、政府ノ最初ノ立案ハ、明カニ官僚陣ト一脈通ズル所ノアル、而モ官僚ノ古手ガ集食ツテ居ル戰時中ノ統制團體ヲ利用シテ、思ヒノ儘ニ事ヲ決スル計畫デアツタモノガ、統制團體ニ解散命令ガ下ツタノデ、政府ノ最初ノ計畫ハ崩壞ノ已ムナキニ至リ、急遽今回ノ如キ洵ニ漢トシタ、而モ主務大臣ニ強力

ナ命令權ヲ與ヘタモノニ變更セラレ、社會ヲ胡亂化ス爲ニ、民主的産業團體ト云フ文字ト、物資ノ割當ト云フ文字トデ、官僚獨善主義ヲ「カモフラージ」シ、民主的産業團體ノ文字ニ隠レテ、官僚主義ヲ濫用セントシテ居ルノデハナイカト疑ハレル點ガアルノデアリマス、幸ヒニ私ノ邪推ト杞憂デアランコトヲ祈ル次第デアリマスガ、本法案ノ性格的矛盾ハ其ノ儘日本ノ政治ノ貧困、經濟ノ矛盾ヲ暴露スルモノト考ヘテ、經濟ノ矛盾ヲ暴露スルモノト考ヘテ、更ニ第二條ニ於ケル民主的産業團體ニ關シテハ、商工大臣ノ御説明ガアリマシタガ、今日ハマダ完全無缺ノ民主的産業團體ガ日本ニ存在シテ居ルトハ信ジラレナイノデアリマス、若シ政府ガ民主的産業團體ガ存在スルト申サレルナラバ、ソレハ戰爭中ニ出來タ統制團體ノ看板ノ塗替ヘカ、若シハ粗製濫造ノ俄カ團體ニ過ギナイノデアリマシテ、民生安定ト云フ重要ナ任務ヲ遂行サセマスニハ、聊カ重荷デハアルマナカト存ズル次第デアリマス、此ノ際眞ニ日本再建ニ貢獻スベキ民主的産業團體ノ性格及ビ其ノ機構ヲ明瞭ニシテ、國民ノ得心スル民主的産業團體ノ發生ニ、政府ハ進ンデ助力スル御意思ハゴザイマセスカドウカ、又農業會や食糧營團ノ如キ非民主的組織ニ、一大改革ヲ加ヘラレル御意思ハナイカドウカ

ヲ、商工大臣、農林大臣ニ御尋ネヲ致シタイノデアリマス
更ニ第三條ニ於テ、主務大臣ハ其ノ官吏ニ、必要ナ場所ニ臨檢シ、業務ノ狀況若シクハ帳簿、書類其ノ他必要ナ物件ヲ檢査サセルコトガ出來ルコトニナツテ居リマスルガ、此ノ場合ニ往々ニシテ不正ガ發生シ易イノデアリマス、響應或ハ贈賄ノ如キ——是ハ噫デアリマスルケレドモ、東京ノ料亭ハ官更ト銀行員ト滿員ノ時代ガ最近ニアツタト云フコトデアリマス、戰時中ノ監理官ガ、軍部ト云フ大キナ力ヲ背景トシテ、其ノ支配トノ會社、工場ニ對シテ、資材ノ割當ヲ名目ニシ、ノコトヲ行ツテ散々ニ食ヒ物ニシ、又會社、工場ニ於テモ、食ハレタ代價トシテ、資材ノ面デ元ヲ取ツテ居タト云フコトノ事實ハ、既ニ政府ニ於ケレモ薄々御存ジノコトト存ジマス、本法ニ於テ斯クノ如キコトガ行ハレテナイト云フコトハ、斷言スルコトハ出來ナイノデアリマス、第三條ニ於テハ、先ヅ斯様ナ弊害ノ起ルコトヲ想定シテ、政府ハ是ガ防止策ヲ十分ニ講ジテ戴カネバナナイノデアリマス

ケレバナラスト云フ見解ヲ持ツテ居リマスルガ、以上ニ對シマシテ商工大臣及ビ經濟安定本部長官ノ御意見ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマス
猶テ政府ハ第一條ニ於テ、命令ニ依リ生ジタ損失ヲ補償スルト云ハレテ居リマスルガ、此ノ損失ノ程度ハ、如何ナル方法ヲ以テ御決定ニナル御考ヘデアリマスルカ、過去ニ於ケル政府ノヤリ方カラ推察致シマスルト、満足スベキ解決ハ與ヘラレナイト考ヘル次第デアリマス、又擔保權ノ處理ニ付テモ、命令一本ヲ簡單ニ片付ケラレルコトハ、當事者ニ大キナ不安ヲ與ヘル因デアルト考ヘマスルガ、此ノ場合補償委員會トデモ申スベキモノヲ設ケラレテ、相手ニ安心ノ行ク解決方法ヲ講ズル御意思ハゴザイマセスカ、商工大臣ニ御尋ネヲ致シマス

ナル開キヲ生ズルノデアリマス、政府ハ何カト申セバ、民主的ト云フ御言葉ヲ濫發セラレマスルガ、斯様ナ細カイ所マデ親心ヲ用ヒテ、損失補償ノ件ヲ考慮セラレテ居ルデアリマセウカ、例ヘバ補償ノ半額ハ封鎖拂フガ、半額ハ新圓ヲ渡スト云フヤウナ、溫カイ思ヒヤリノ精神ガゴザイマスルカドウカ、此ノ點ニ付テ商工大臣ト大藏大臣ノ御考ヘヲ御尋ネ致シマス
又第四條ニ於ケル罰金十萬圓ニ付テモ一言セナケレバナラストデゴザイマス、即チ個人ト云ハズ、會社ト云ハズ、總テ今日デハ預金ハ一萬五千圓ノ枠ノ中ニ迫込メラレテ居ルト云フ、洵ニ窮屈ナ實情デアアルノデアリマス、然ルニ斯様ナ時勢ニ於テ、此ノ十萬圓ノ罰金ハ如何ナル方法ニ依ツテ徵收セラレル御考ヘデアリマスルカ、或ハ第一封鎖カラカ、或ハ第二封鎖カラカ、私ニハ不幸ニシテ判斷ガ付キ兼ネマスルノデ、商工大臣並ニ安定本部長官ノ御意見ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマス(拍手)

猶テ戰時中ノ國家總動員法第二十九條ニハ、損失ノ補償ニ對シテハ總動員補償委員會ノ議ヲ經ルコトアリ、又第五十條ニハ、國家總動員法施行ニ關スル重要事項ニ付キ政府ノ諮問ニ應ズル爲メ國家總動員審議會ヲ置クトアリ、是ハ貴衆兩院議員及ビ學識經驗者ヲ以テ組織セラレテ居タノデアリマス、軍閥ト官僚ノ跋扈シテ居リマシタ戰時中ニ於テサヘ、斯クノ如キ制度ガ

又第五條ノ第一項ニ、報告ヲセズ、又ハ虛偽ノ報告ヲシタ者ハ六箇月以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處スルノ規定サレテ居リマスルケレドモ、萬一檢査ニ行ツタ官吏ガ買収サレテ、之ヲ補助致シマシタ場合ニハ、第五條ノ罰則ハ此ノ官吏ニモ當然適用セラレナ

又今回ノ金融機關理應急措置法ニ依ツテハ、各方面ニ事業資金ガ涸渇致シマシテ、生産能力モ非常ニ下リ、新圓獲得ニ四苦八苦ノ場合デアリマスルカラ、新圓ノ入ル方ニ物資ヲ流シ、其ノ爲ニ配給計畫ニ阻礙ヲ來スト云フコトハ、産業界ノ現狀ニ於テ起リ得ル事實デアリマス、政府ハ此ノ點ヲ如何ニ考慮セラレテ居リマスルカ、政府ガ損失ヲ補償スル場合ニ於テノ支拂方法ハ、又總テ從來ノ例カラ行キマスナラバ、封鎖拂ト存ジマス、此ノ場合新圓ト封鎖デハ、同じ金額ヲ戴キマシテモ、今日ノ實情ニ於テ其ノ價值ニ大イ

ナル開キヲ生ズルノデアリマス、政府ハ何カト申セバ、民主的ト云フ御言葉ヲ濫發セラレマスルガ、斯様ナ細カイ所マデ親心ヲ用ヒテ、損失補償ノ件ヲ考慮セラレテ居ルデアリマセウカ、例ヘバ補償ノ半額ハ封鎖拂フガ、半額ハ新圓ヲ渡スト云フヤウナ、溫カイ思ヒヤリノ精神ガゴザイマスルカドウカ、此ノ點ニ付テ商工大臣ト大藏大臣ノ御考ヘヲ御尋ネ致シマス
又第四條ニ於ケル罰金十萬圓ニ付テモ一言セナケレバナラストデゴザイマス、即チ個人ト云ハズ、會社ト云ハズ、總テ今日デハ預金ハ一萬五千圓ノ枠ノ中ニ迫込メラレテ居ルト云フ、洵ニ窮屈ナ實情デアアルノデアリマス、然ルニ斯様ナ時勢ニ於テ、此ノ十萬圓ノ罰金ハ如何ナル方法ニ依ツテ徵收セラレル御考ヘデアリマスルカ、或ハ第一封鎖カラカ、或ハ第二封鎖カラカ、私ニハ不幸ニシテ判斷ガ付キ兼ネマスルノデ、商工大臣並ニ安定本部長官ノ御意見ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマス(拍手)

設ケラレテ居ツタニモ拘リマセズ、民主政治ノ行ハレマスル現在ニ於テ、本法ノ中ニハ貴衆兩院議員ヲ中心トスル委員會又ハ審議會ノ制度ガ設ケラレテ居リマセヌコトハ、實ニ時代ニ逆行スル非民主的法案ナリトノ非難ヲ受ケル理由デアリマシテ、又官僚獨善の惡法ナリト斷定セラレテモ已ムヲ得ナイ次第デアリマス（拍手）

定本部長官ハ、昨日ノ御答辯ノ中ニ、安定本部ニハ、實業家、政治家、學者ニ依ツテ經濟安定會議ガ民主的ニ行ハレルコトニナツテ居ルト申サレテ居リマスルガ、私ノ只今申上ゲマシタ會議ハ、本法運用上ニ必要ナ委員會又ハ審議會デゴザイマシテ、安定本部長官ノ申サレタ會議トハ、組織並ニ性格ヲ異ニスルモノデアリマス、此ノ際政府ハ本法運用ニ關シテ、貴衆兩院議員ヲ中心トシテ委員會又ハ審議會ヲ特別ニ設ケラレル御意思ガアルカドウカ、自由自在ニ必要ナ命令ヲ下スコトノ出來ル本法ニ於テ、此ノ制度ノ設ケラレテ居リマセヌコトハ、政府ガ何ト辯解セラレテモ、非民主的立法ナリト斷ゼラレテモ已ムヲ得ナイノデゴザイマス（拍手）曾テ命令ト服從ト云フ二ツヲ武器トシタ軍隊ト官僚ガ、日本ヲ滅ボシタコトハ、今尙ホ我々ノ心ニ消スコトノ出來ヌ一大痛恨事デアリマス、今日我々ハ命令ト云フ言葉ヲ一番恐レ、又一番憎シデ居ルモノデアリマス、然ルニ此ノ際命令ト云フ文字ヲ用

ヒテ居リマスル所ノ本法ノ運用ヲ政府ガ希望セラレテ居ルノデアリマスルナラバ、貴衆兩院議員ヲ中心トスル委員會又ハ審議會ヲ本法ノ中ニ設ケラレルコトヲ絕對ニ必要ノ條件トスルノデアリマス、此ノ點ニ對シテ商工大臣並ニ安定本部長官ノ御決心ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマス

諸テ今ヤ全國民ハ食糧問題ニ全神經ヲ尖ラシテ居リマスルガ、安定本部ニ於テハ、二十一年產米、甘藷ノ標準買入賣渡價格、供出獎勵金、價格差補給金ノ決定ヲ行ハレル管デアリマスルガ、昨年諸類統制會社ヲ通ジテ甘藷ノ取扱ヲ致シマシタ、其ノ結果トシテ甘藷ノ收穫十五億貫ニ對シマシテ、正式配給ハ僅カ三億貫デアリマス、其ノ他ハ三億貫ガ種諸デアリ、四億貫ガ腐敗デアリ、五億貫ハ闇賣ト云フ實情デアリマス、此ノ事實ハ農林大臣モ御存ジデハナカツタノデアリマス、十五億貫ノ諸ハ、米ニ換算ヲ致シマスル實ニ六百萬石ニ相當致シマス、隨テ只今ノ狀況ヲ米ノ數デ申シマスルナラバ、百六十萬石ノ米ヲ腐ラシ、二百萬石ノ米ヲ闇ニ流シテ、僅カ二百二十萬石ノ米ヲ國民ニ配給シタト云フ計算ニナルノデアリマス、食糧危機ヲ叫ビ、前遊澤大藏大臣ハ一千萬人ノ餓死者ガ出ルト絶叫セラレタ時ニ於テ、尙且ツ斯クノ如キ醜態ヲ演ジテ居ルノデアリマスルガ、本年ノ如ク豊年ヲ豫想セラレマスル時ニ於テ、甘藷ニ對シマシテハ、

昨年以上ノ失敗ナキカヲ憂フルモノデアリマス、衣食住ノ安定ヲ叫バレル安定本部長官ハ、此ノ場合安定本部ノ機構及ビ本法ヲ、食糧政策ニ對シテ如何ニ運営セラレル御積リデアリマスルカ、具體的ニ說明ヲシテ戴キタイノデアリマス、併セテ農林大臣ノ御意見モ伺ヒタイノデアリマス

飯ヲ腹一パイ食ハセバ「インフレ」ノ問題モ、日本復興工作モ、總アスラストラト解決スルト云フノガ、私ノ持論デアリマスルガ、政府ノ百萬萬ノ說法ヤ、山程ノ法律ヨリモ、農林大臣ガタツタ一言主食ノ増配ヲ仄メカサレタコトデ、闇物價ハドン／＼下リ、先日モ新潟カラ態々米ヲ東京ニ持參致シマシテ、一升七十圓デ賣ラウト致シマシタガ、買手ガナクテ、スゴ／＼持ツテ歸ツタ事實ヲ一週前ニ私ハ見テ居リマス、昨今米價問題ニ付テモ、安定本部、大藏省、農林省ノ間デ意地ノ張合ヒヤツテ居ラレルト云フコトデアリマスルガ、此ノ詰ラヌ突張り合ヒガ、農林大臣ト衆議院ノ食糧對策委員會ノ紳士協約ヲ打破ツテシマツタカノヤウナ狀況ガアルト私ハ聞イテ居リマスルガ、洵ニ遺憾ニ存ズル次第デアリマス、開店勿々ノ安定本部ノ鼻息ガ此ノ調子デアリマスル以上ハ、本法ヲ安定本部ニ與ヘマシタ場合ハ、衆議院對政府對安定本部ノ關ニ、常ニゴタ／＼ガ絶エヌヤウナ氣ガ致シマス（拍手）官僚ノ強力ナ本陣ト化スル虞ノアル經濟安

定本部ヲ、斯様ニ私ハ警戒シテ居ルノデアリマス、農林大臣デサヘモ頭ヲ抑ヘ付ケラレタ強大ナ安定本部ニ、本法ヲ此ノ儘與ヘルコトハ、恰モ子供ニ双物ヲ與ヘタモ同様デ、洵ニ物騒千萬デアリマス、此ノ點商工大臣、安定本部長官、農林大臣並ニ大藏大臣ノ御意見ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマス

日本産業ノ再建ハ、日本ノ電化、即チ日本唯一無限ノ動力資源デアアル水力電氣ノ發展活用ニ俟ツノミト私ハ信ジマス、又此ノ電力ノ活用ニハ、當然電氣機械ガ必要デアリ、電氣機械ニハ、其ノ心臟トモナルベキ珪素鋼板ガ絕對ニ必要デアリマス、然ルニ日本ニ於ケル珪素鋼板ノ生産ハ、日鐵八幡工場ト川崎重工業デアリマシタガ、近來生産額ノ振ハズ、加フルニ石炭不足ト機械ノ故障デ、需要ヲ滿タスコトガ出來ナイト云フ實情デアリマス、斯クテ現在デハ、進駐軍關係ノ電氣機械ノ生産ニサヘモ支障ヲ來シテ居リマスルノミナラズ、日本ニ於テ使用致シマスル電氣機械ノ生産ニモ、支障ヲ來シテ居ル有様デアリマシテ、是ハ延イテハ「ボツダム」宣言ニモ不忠實トナルト共ニ、日本産業再建ニ一大支障ヲ來ス憂ヒガアルノデゴザイマス、然ルニ現狀ニ於ケル珪素鋼板ノ需要ハ、一箇月千五百「トン」乃至二千「トン」デアリマスルガ、日本ニ於ケル生産高ハ、僅カ二五、六百「トン」ニ過ギヌ有様デアリマス、此ノ際政府ノ大

英斷ヲ以テ、外國カラ不足ノ分ヲ速カニ輸入スルカ、或ハ日本ニ於ケル生産ヲ增加サセル方法ヲ執ルカノ、二ツヨリ途ハナイノデゴザイマスルガ、是非常ニ今後ノ日本ノ産業界ニ重大ナ影響ガザイマスルノデ、安定本部長官並ニ商工大臣ノ特ニ親切ナル御答辯ト、御方針ヲ御伺ヒ致シタイノデアリマス

結論ト致シマシテ、政府ハ今ヤ勞働關係調整法ニ依ツテ、全勤勞者ヲ壓殺セントシテ居リマス、又只今ハ本法ニ依ツテ、日本ノ全産業ヲ悉ク官僚ト特權階級ノ手下ニ搔キ集メテ、思ヒノ儘ニ官僚統制ヲ再演シヨウト計畫シテ居ルモノノヤウニ考ヘラレルノデアリマス、隨テ本法コソ、實ニ日本産業活殺ノ鍵トモ稱スベキモノデアリマス、此ノ際政府ハ宜シク熟慮ノ上ニモ熟慮セラレ、議會ヲ尊重セラレ、民主的産業團體ト貴衆兩院議員中心ノ委員會又ハ審議會ヲ主體ト致シマスル、眞ニ國民大衆ノ歡迎スル民主的物資需給調整ノ使命ヲ達成シ得ルモノニ、本法ヲ大改革セラレ、特ニ第一條、第二條ニ對シテハ、官僚獨善ノ疑ヒヲ一掃セラレ、民主的假面ヲカナグリ棄テテ、事務的ニモ、技術的ニモ、國家再建、産業復興ニ益スルト共ニ、國民ヲ愛スル法規ヲラシメンコトヲ政府當局ニ特ニ切望致シマシテ、私ノ質問ヲ終ル次第デアリマス（拍手）

〔國務大臣星島二郎君登壇〕

○國務大臣(星島二郎君) 昨日此ノ席ヨリ同僚議員ノ方ニ御答辯申シタ如ク、率直ニ言ヒマスレバ、必ズシモ氣持ノ好イ法律デハナイカモ知レマセヌ、ソコデ之ヲ只今仰セノ如ク、官僚化シナイヤウニ十分ノ心配リヲシテ實施ヲ致シタイト思ヒマス、如何セン、今日ノ物資需給ノ面カラ見マス、餘リニモ不均衡デアリマスノデ、ツイ先般マデアリマシタ輸入ノ措置令、是ハ七月十五日デ切レテシマヒマスシ、又今日總テノ統制ノ根幹ヲ成シテ居ル法律モ、九月一バイデ失効スル譯デアリマスカラ、何トカシナケレバナラスノデ、先程仰セノ如ク、相當念入リノ法律ヲ實ハ作ツテ見タノデアリマスケレドモ、色々ナ關係デハ出スコトガ出來ナイノデ、此ノヤウナ法律ニナツタ譯デアリマス、ソコデ成程民主化ト云フ言葉ハ唯言葉デケデハ實行出來マセヌ、所謂官民共ニ唯一時ノ言葉デケデハナシニ、平素カラ訓練ヲ致シテ之ニ向ハナケレバナリマセヌノデ、民主的團體ヲ指定スルト法律ニアリマスガ、此ノ團體モ、團體自ラガ眞ニ民主的ニナラナケレバナラスト思ヒマス、併シ是モ一朝一夕ニ、即座ニナリ得スノデ、只今仰セノヤウニ、從來戰時中ノ色色ノ統制ニ參加シテ居ツタ人ガ、唯機構ヲ變ヘテ、形ダケハ民主化サレタト云フモノモ相當アラウト思ヒマスケレドモ、ヤハリ組織ヲサウ致シマスレバ、加入モ脱退モ自由トナリ、而モ從

來ハ官廳デ任命シテ居ツタ役員ガ、全部選舉ニ依ツテ出テ來ルヤウニナリマスレバ、私ハ段々トソレガ本當ノ民主化ニナツテ來ルト思ヒマスカラ、サウ云フモノヲ一ツ指定ヲ致シマシテ、共ニ訓練ヲ致シマシテ、相戒メツ、之ヲ實施致シタイ、斯様ニ思ツテ居リマスガ故ニ、只今仰セノヤウナ官僚化ハ、本當ニ之ヲ排撃シツ、進行シテ行キタイト思ヒマス、損失補償ノ如キモ、官僚ノ獨斷ヲ決メルコトナクシテ、出來マスコトナラバ、是ハ委員會ヲ設ケマシテ、仰セノヤウナ調子ノ決定ヲシテ戴キタイト思ヒマス、又臨檢等ニ付キマシテ、帳簿ノ檢査等デ非常ナ弊害ガ從來アツタコトモ聞及ンデ居リマスガ、是等ニ付キマシテモ十分ニ留意ヲ致シテ行キタイト思ヒマス、全體ヲ通ジマシテ只今ノ御質問ト言フカ、御所見ト言ヒマスカ、本當ニ已ムヲ得ナイ法律デアルガ、之ヲ一ツ官僚化、獨善化ヲ排シテ、立派ニヤツテ退ケルヤウニト云フコトデアリマスガ、成ベク是ハ短期間デ止メタイ、サウシテ一應此ノドニ色々ナ命令、省令ガ出テ來テ、鐵維ハ鐵維、鐵鋼ハ鐵鋼ト、凡ソ是ガ出揃ツタ所デ、將來ハ之ヲ法律ニ變ヘテ、皆樣ノ御協賛ヲ仰グ時ガアラウ、斯様ニ思ツテ居リマス、詰リ之ヲ實施スルノハ成ベク短イ期間ニシタイ、本日御協賛ヲ仰ガントスル電氣、石炭、「コークス」ノ如キ、斯ウ云フ特別ノ法規ガ全部アリマスレ

バ、斯ウ云フ法律ハ要ライノデアリマシテ、成ベク斯ウ云フ方針ニ進ンデ行キタイ、斯様ニ思ツテ居ル次第デアリマス、御指摘ノ珪素鋼板ハ仰セノ通りデアリマシテ、今回特別ノ輸入ヲ懇請中デアリマス、落チテ居ル所ガアリマスレバ、何レ又委員會ニ於テ御答辯ヲシタイト思ヒマス

〔國務大臣(藤桂之助君) 只今ノ御質問ノ中ニ、相變ラズ本法ノ運用ガ官僚獨善ニ流レルノデハナイカト云フ御心配、從前ノ戰時諸法規ガ如何ニ軍ノ下ニ官儀式ニ運送サレタカト云フコトヲ想起致シマスレバ、洵ニ御心配御尤モト存ズル次第デアリマス、只今商工大臣ノ御答ヘニアリマシタ通り私モ感ジテ居ルノデアリマシテ、本法ノ運

營ニ付キマシテハ文字通りノ民主的統制ノ行ハレルヤウニ、努力致シタイト考ヘテ居ル譯デアリマス、安定本部ノ組織及ビ安定會議ノ組織運營等ニ付キマシテハ、昨日樓中上ゲマシタノデ重ネテ此ノ席カラ申上ゲマセヌガ、左様ナ點ニ付キマシテハ御懸念ノナイヤウニ十分ナル努力ヲ拂フ積リデ居リマス

尙ホ御尋ネノ中ニ法律第二條デ割當ノ變更命令ヲ出ス、是モ官僚獨善的デハアルマイカ、斯ウ云フ御指摘デゴザイマシタ、物資ノ配給ハ、根本ノ產業別ノ割當ハ、安定本部ノ定メル方針ニ依リマシテ致スノデアリマスガ、業

界ニ於キマスル割當配給ハ、民主的ニ組織セラレマシタ團體ソレ自體ガ行フノデアリマシテ、從來ノ例ニモヨク見ルノデアリマスガ、兎角民間ノ團體ハ、お互ヒニ勢力ノ均衡ト言ヒマスカ、何カヤハリ徹底シナイ關係ガアリマシテ、トモスレバ總花式ニ資材ヲ分ケテ、帶ニ短シ擇ニ長シト云フヤウナ、不徹底ナ資材ノ配給ノアルヤウナ場合モアリマス、是等不足ノ資材ヲ活用スル爲ニ、ドウシテモ重點的ナ配給ヲスル必要ノアリマス際ニ、サウ云フヤウナ場合ガアツテハ因ルノデ、左様ナ場合ヲ豫想シマシテ、監督ノ爲ノ、謂ハバ配給ノ爲ニアル規定デアリマシテ、是ガ本當ニ民主的ナ組織ヲ活用サレマス團體ニ、決シテ濫用サルベキモノデアイト云フコトヲ申上ゲテ置キタイト存ズル、謂ハバ是モ傳家ノ寶刀ノ一ツデアルト御承願ヒタイノデアリマス

檢査ノ際ノ職權濫用ノ問題、或ハ罰金ヲドウシテ納メルカト云フヤウナ問題、又米、甘藷等ノ配給ノ實際ヲ如何ニスルヤト云フヤウナ問題ニ付キマシテハ、安定本部ハ、昨日モ申上ゲマシタ通り企畫廳デアリマシテ、本法ニ基キマスル物ノ配給ノ實際ヲ掌ル實行廳デアリマセヌノデ、ソレノノ主管ノ大臣各位カラ御答ヘガアル方ガ適切ト思ヒマスルカラ、私カラ申上ゲルコトヲ御容赦願ヒタイト存ジマス、最後ニ安定本部委員會ノ問題ニ付テ

モ、貴衆兩院ヲ中心トスル委員會ヲ作ツテ、本法ヲ運用スルノガ適當デハナイカ、斯ウ云フ仰セデアリマシタガ、本法ノ考ヘ方ハ貴衆兩院モアリ、尙ホ實際家モ入レ、輿論ノ代表者モ入レ、學者モ入レルト云フヤウナ組織デヤル方ガ民主的デアルト、斯ウ考ヘマシタノデ、經濟安定會議ハ左様ナ構想ノ下ニ作ラレテ居ルノデアリマシテ、若シ此ノ他ニ別ノ委員會、總括的ナ本法運用ノ委員會ヲ作リマス、屋上屋ヲ重ネルコトニナルノデハナイカト思フノデアリマシテ、此ノ點ハ如何カト存ゼラレマス

次ニ安定本部ト政府ト何カ對立デモスルヤウナコトガアリマシテ、茲ニ何カ三角的ノ對立關係デモ起ルノデハナイカト云フヤウナ御心配ガアラレマシタガ、安定本部モ閣内ノ一ツノ機構デアリマス、安定本部ノ總裁ハ總理大臣デアリマスカラ、自ラ内閣ノ統制ト、安定本部ノ職策ト申シマスカ、研究ノ結果トハ、一ツノ頭ニ渾然ト融和サレマシテ、別ニ矛盾ノナイ適用ガ行ハレルノデハナイカト考ヘテ居リマス、此ノ點ニ付テハ、御心配ノヤウナコトハ萬ナキモノト信ジテ居ル次第デアリマス、御答ヘ申上ゲマス

〔國務大臣(石橋湛山君) 私人ハ何カ新聞拂ノ問題ニ付テ御尋ネガアリ、モウ一ツハ、能ク分リマセヌデシタガ、安定本部ガ官僚化スルト云フヤウナコ

トデ何カ御尋ネガアツタヤウデアリマス、新聞拂ノコトハ、御言葉ノヤウニ、之ニ依ツテ色々不便或ハ不都合ヲ來シテ居ル向キガアルト存ジマス、ソレハ其ノ實際ノ場合ニ當ツテ適當ニ處理スルコトニ致シテ居リマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

安定本部ノコトニ付テハ、今隨國務大臣カラ御答ヘシタ所デ盡キテ居ルト思ヒマス、別段閣内ニ安定本部トドウトカ——新聞ニハ色々アリマスガ、新聞必ズシモ事實ヲ正シク現ハシテ居ル譯デアリマセヌ、安定本部ハ大イニ強化シテ實ヒタイト私ハ考ヘテ居リマス、又是ガ官僚ノ巢窟ニナルコトモナイト思ヒマス、又官僚ナドト云フモノハ、ソレナニ恐レルコトモナイト考ヘマス、言フコトヲ聽カナカッタラ、踏ミ潰シテ行ケバ宜イノデアリマス、餘リ官僚々々ト言フ必要ハナイダラウト私ハ感ジテ居ル譯デアリマス(拍手)

〔政府委員大石倫治君登壇〕

○政府委員(大石倫治君) 正田君ヨリノ御尋ネノ第一ハ、食糧營團ノ改善ニ關スル意見ハドウカト云フ御尋ネデアリマシタ、食糧營團ハソレノ活動致シテ居リマスガ、マダ多少ハ弊害モ世間カラ指摘セラレテ居リマス、運用上不便且ツ不利ノ點ガゴザイマスレバ、之ヲ改善致シタイト存ジテ居リマス

第二點ハ米ト甘藷ノ配給ニ付テデアリマスガ、ソレハ大抵新聞ニ於テ書カレテ居ル通りデアリマシテ、本年ハ幸

ヒニ豐作デ、米ノ供出量モ前年ニ比較致シマシテ増加致シタノデアリマス、又馬鈴薯ハ兎ニ角ト致シマシテ、甘藷ハ是レ亦非常ナ豐作ト認メラレテ居リマスカラ、米第一主義ニ依リマシテ、甘藷ハ之ニ補充的ノ配給ヲ致スコトニ相成ルノデアリマス

次ニ米價問題ニ關シテ、經濟安定本部ノ關係、或ハ議會ノ食糧對策委員會ノ關係ニ付テ御話ガゴザイマシタガ、農林省ト致シマシテハ、紳士的協約ヲ破ツタト云フヤウナコトハ斷ジテアリマセヌ、米價及ビ配給價格ニ關シマシテ、或ル具體的ノ拘束ヲ受ケベキヤウナ事柄ハ、食糧對策委員會トノ間ニナイノデアリマス、又安定本部ノ權力ガ非常ニ強クナツテ、其ノ壓迫ヲ受ケテ行クナラバ、將來モ安定本部ニ依ツテ左右セララル、デアラウト云フヤウナ御心配ガアツタヤウデアリマスガ、左様ナ御心配ハ御無用ニ願ヒタイト存ジマス、農林省ト致シマシテハ、此ノ食糧管理法ノ建前カラ致シマシテ、生産費ヲ「カバー」スルト云フ點ニ重點ガゴザイマスカラ、此ノ度ノ米價ヲ決メマスニ付キマシテ、之ヲ基準トシテ、經濟安定本部トノ交渉、諒解等モ得タノデアリマシテ、之ニ依ツテ對立ヲスルトカ、或ハ其ノ壓迫ヲ受ケテ困ルト云フヤウナコトハ斷ジテゴザイマセヌカラ、此ノ點御安心ヲ願ヒタイト存ジマス(拍手)

○正田總男君 只今ノ各關係大臣ノ御答辭ヲ以テ必ズシモ満足ヲ致スモノデハゴザイマセヌガ、後日ノ委員會ニ讓ルコトニ致シマス

○副議長(木村小左衛門君) 田中伊三君

〔田中伊三次君登壇〕

○田中伊三次君 我ハ無所屬俱樂部ヲ代表シテ本法案ニ付テ二、三ノ質疑ヲ致シタイト存ジマス、第一ニ此ノ法案第三條ハ、新憲法、政府提出第三十二條、我ガ衆議院修正案第三十五條ニ直接違反スルモノデアルト云フ見解ノ下ニ、内閣總理大臣ガオイデニナラヌヤウダカラ、木村司法大臣、當面ノ關係ヲ持ツ隨國務大臣ノ御所見ヲ質シテ置キタイト存ジマス

本案ノ第三條ハ、行政官廳ガ必要アリト認メタ時ハ、事業現場ニ現ハレテ臨檢、檢査ヲ行フコトガ出來ルト云フ規定デアリマス、新憲法草案第三十二條ノ内容ハ、既ニ御承知ノ如クニ「居室ノ侵入ヲ禁ズルノミナラズ、其ノ居室内ニアル所持品ノ搜索、押收ヲ嚴ニ禁ズルト云フノガ、新憲法草案第三十二條ノ明文ノ規定スル所デゴザイマス、唯、茲ニ私モ聊カ政府ノ心ガ分ラヌデハナイト思フコトハ、本法案第三條ニハ「臨檢」ト云フ言葉、「檢査」ト云フ言葉ガ使ハレテ居ル、而シテ新憲法ノ方デハ「居室ノ侵入」ト云フ言葉、持物、所持品ノ「押收」「搜索」ト云フ言葉ガ使ハレテ居ル、隨テ此ノ用ヒラレテ居リマス用語ノ表面カラ簡單ニ觀察ヲ致シ

マス、或ハ本法案ニ規定シタルコトト、新憲法ノ内容トハ、抵觸セザルモノデアルガ如クニ考ヘラレ、誤解ヲナサレタコトガ、或ハアラウカト思フ、併シナガラ能ク仔細ニ之ヲ觀察シテ見ルト、一體檢査ヲスルノニ、國民ノ居室、其ノ居住ニ侵入セズシテ、臨檢ガ出來ルカ、人ノ家ヲ臨檢スルト云フ場合ニ、居室侵入ト云フ行為ナクシテ臨檢ガ行ヘルカ、併シ非常ニ奇妙ナ人間ガ居リマシテ、假ニ望遠鏡デモ臨檢ヲスルト云フノナラバ、是ハ話ハ別デアル、即チ臨檢ト云フ觀念ノ中ニハ、現場ニ臨ンデ、現場ニ侵入スルト云フ觀念、其ノ行為ヲ含ムノデアル、隨テ本法案第三條ノ臨檢ヲ行ハント致シマス場合、之ヲ行ツタ場合ハ、何時デモ當然直チニ侵入ト云フ行為ヲ行フコトニナルノデアリマシテ、是ハ新憲法第三十二條ノ明文ニ直接抵觸スルコトヲ免レナイ結論ナル、又今一ツノ規定ハ檢査デアリマス、新憲法ハ規定ヲ以テ之ヲ嚴禁シテ居リマス、本人ノ所持品ノ搜索、押收、何處ニ所持品ガアルカラ搜索ヲシテ、之ヲ手ニ取ツテ押收スルト云フコトナシニ、一體檢査ト云フコトガ行ヒ得ルカ、搜索、押收ナキ檢査、コンナコトハ電話デモ檢査ヲシナケレバ出來ナイ、即チ本法案ノ所謂檢査ト云フ觀念ノ中ニハ、新憲法ガ嚴禁ヲシテ居ル、所持品、書類其ノ他ノ持物ノ押收、搜索ト云フ觀念、竝ニ此ノ觀念ニ從ツタ行為

ヲ悉ク包含シテ餘ス所ハナイ、サウスレバ、用ヒタル言葉ガ違ツテモ、此ノ法案ノ第三條ニ用ヒタル臨檢、檢査ト云フ言葉ハ、ソレヲ行フコトハ、新憲法草案ニ直チニ抵觸スルデハナイカ、私ハ此ノ法案ノ全部ガ新憲法ニ抵觸スルナドト云フヤウナコトハ申サナイ、第三條ト云フ條項ガ部分的ニ抵觸ヲスル、之ヲ抑切ル、斯ウ云フコトニナリマスナラバ、雖デハ改正案第七十七條ニ基キマシテ、最高裁判所ガ無効ノ宣告ヲ行フ、此ノ無効ノ宣告ノ結果ハ、改正案第九十四條ニ依リ、一部分的、部分的無効タルヲ免レザル結果ヲ來スノデハナカラウカト考ヘルノデアリマス(拍手) 或ハ政府ハ新憲法第二十八條ト云フ條文ニ基キテ、此ノ規定ハ差支ヘナイト云フ見解ヲ持ツカモ分ラヌ、第二十八條ノ規定ハ、何人モ法律ノ定メル手續ニ依ラズケレバ、其ノ生命、自由ヲ奪ハレ、其ノ他ノ刑罰ヲ科セラレルコトハナイト云フ規定デゴザイマス、刑罰ヲ科スルニハ、必ズ法律規定ニ基キベシト云フ規定デアリマス、私ガ御尋ネヲ申シテ居ルノハ、此ノ第三條ニ違反シタル者ニ刑罰ヲ科スル場合ニ、其ノ刑罰ガ違反デアルト云フ所論ハ致シテ居ナイ、臨檢、檢査ヲ行フコト其ノコト、行為其ノコト、之ヲ規定スルコト其ノコトガ違憲立法デアルノデハナイカト云フコトヲ言ツテ居ルノデアツテ、第二十八條ノ憲法案ノ規定ト云フモノハ、刑罰法規ニ關

マスト、或ハ本法案ニ規定シタルコトト、新憲法ノ内容トハ、抵觸セザルモノデアルガ如クニ考ヘラレ、誤解ヲナサレタコトガ、或ハアラウカト思フ、併シナガラ能ク仔細ニ之ヲ觀察シテ見ルト、一體檢査ヲスルノニ、國民ノ居室、其ノ居住ニ侵入セズシテ、臨檢ガ出來ルカ、人ノ家ヲ臨檢スルト云フ場合ニ、居室侵入ト云フ行為ナクシテ臨檢ガ行ヘルカ、併シ非常ニ奇妙ナ人間ガ居リマシテ、假ニ望遠鏡デモ臨檢ヲスルト云フノナラバ、是ハ話ハ別デアル、即チ臨檢ト云フ觀念ノ中ニハ、現場ニ臨ンデ、現場ニ侵入スルト云フ觀念、其ノ行為ヲ含ムノデアル、隨テ本法案第三條ノ臨檢ヲ行ハント致シマス場合、之ヲ行ツタ場合ハ、何時デモ當然直チニ侵入ト云フ行為ヲ行フコトニナルノデアリマシテ、是ハ新憲法第三十二條ノ明文ニ直接抵觸スルコトヲ免レナイ結論ナル、又今一ツノ規定ハ檢査デアリマス、新憲法ハ規定ヲ以テ之ヲ嚴禁シテ居リマス、本人ノ所持品ノ搜索、押收、何處ニ所持品ガアルカラ搜索ヲシテ、之ヲ手ニ取ツテ押收スルト云フコトナシニ、一體檢査ト云フコトガ行ヒ得ルカ、搜索、押收ナキ檢査、コンナコトハ電話デモ檢査ヲシナケレバ出來ナイ、即チ本法案ノ所謂檢査ト云フ觀念ノ中ニハ、新憲法ガ嚴禁ヲシテ居ル、所持品、書類其ノ他ノ持物ノ押收、搜索ト云フ觀念、竝ニ此ノ觀念ニ從ツタ行為

スル基本原則ヲ定メタモノデ、臨檢、檢査ト云フコトニ何ノ關係モナイ、無關係ノ規定デアリマス、又政府ハ或ハ犯罪捜査ノ規定デアル、新憲法第三十二條ハ犯罪ヲ捜査スル時ノ規定デアツテ、本案ノ如キ行政上ノ都合ノアル場合ハ別論ナドト云フ見解ヲ持ツテ居ラレルコトガナイトモ言ヘナイガ、行政上ノ都合デ人ノ居住ニ侵入ヲシ、持物ノ押收、搜索ガ自由奔放ニ行ハレテ居ルノハ、現行憲法ノ建前デアル、現行憲法ハ新憲法ト似タ規定ハ持ツテ居リマスケレドモ、之ト異ナル所ハ、説明ヲ必要トシナイノデアリマスガ、法律ヲ以テスレバ侵害ガ出來ル、色メナ法律ヲ作ツテ、憲法ノ明文ハ空文トナツテ居ルノガ事實デアル

〔副議長退席、議長著席〕

新憲法ハ、法律ヲ以テシテモ永久ニ犯スコトノ出來ナイモノトシテ、國權上國民ノ持つべき自由、權利トシテ是等ノ事柄ヲ嚴禁スル、即チ永久不可侵ノ自由、權利トシテノ規定ヲ持ツテ居ル所ニ、新憲法ガ現行憲法ニ比ベテ異ナル所ガアル譯デアリマス、ソレデアルカラ、サウ云フ言ヒ分ハ立タヌ、犯罪捜査ノ場合ニ於テサハ禁ジテアルコトヲ、一行政官廳ノ都合ナドト云フ口實ノ下ニ勝手ニ人ノ家ニ侵入シテ臨檢シタリ、持物ヲ搜索、押收シテ、檢査ヲ行フト云フヤウナ、フシダラナコトガアルベキモノデハナイ、斷ジテ許スベカラザル新憲法ノ禁止スル所ト私ハ

認メルノデアリマス、又政府ハ或ハ第三條ノ規定ヲ能ク讀ンデ見ルト、身分證明ト云フ變ナモノガ持タシテアル、或ハ身分證明ガ持タシテアルカラ司法官廳ノ發スル令狀ト同ジモノダト云フ考ヘテ持ツカモ知レナイ、併シ私ハ此處デ明瞭ニ致シテ置キタイト思フコトハ、行政官廳ハ司法機關トシテ司法官廳デハナイ、行政機關ノ發スル所ノ身分證明ノ如キモノヲ、憲法ガ司法官廳ノ發スベキコトヲ命ジテ居ル令狀ト同一視スルト云フヤウナ觀察ハ、非常ニ間違ツタ觀察デアツテ、三權分立主義ヲ壞スモノデアルト論斷シテ憚ラナイ、司法官廳ノ發スル令狀ヲ持ツテ行カナケレバ出來ナイコトヲ、行政官廳ガ自分デ勝手ニ持ヘタ身分證明書ヲ以テ人ノ居室ニ自由ニ入ル、斯ウ云フコトハ斷ジテ許スベキデハナイ、斯ウ云フ御考ヘガ假ニモアルトスルナラバ此ノ境上ニ於テ答辯ノ中デナサラヌガ宜シイ、又或ハ政府ハ此ノ第三條ハ傳家ノ寶刀デアツテ、減多ニ使ハヌ法規デアルト云フガ如キコトヲ仰シヤルカモ知レナイガ、減多ニ使フカ使ハヌカハ所論ノ對象ニナツテ居ラナイ、使フ使ハザルニ拘ラズ、斯カル内容ヲ規定スル立法行為自體ガ新憲法ノ違憲デハナイカト云フコトガ私ノ申シテ居ル所論デアリマシテ、傳家ノ寶刀カ何カ知ラヌガ、斯ウ云フコトヲ作ルコトソレ自體ガイケナイト云フコトガ、私ノ見ル所デゴザイマス、憲

法草案ハ國會議員、國務大臣、最高裁判所其ノ他ノ官吏公吏ハ何等ノ事柄ニコダハルコトナク、總テノ心持ヲ公平ニ致シマシテ、此ノ新憲法ノ精神ヲ本當ニ守ラナケレバナラナイト云フコトノ注意的規定ヲ設ケテ居ル譯デアリマス、政府ハ此ノ私ノ所見ヲ能ク御考慮ニナリマシテ、強ヒテ此ノ所論ニ對シテモ言ヒ逃レヲシヨウトカ、何カ言ヒ分ヲ立テヨウトカ云ツタ御考ヘデナク、過チハ訂正サスル餘地ガ殘サレテ居ルコトデアリマスカラ、有體ノ御所見ヲ伺ツテ置キタイト思フノデゴザイマス

第三ニ少シ方面ヲ改メマシテ聽キタイコトハ、經濟安定本部ト内閣官房審議室トノ關係デゴザイマス、私ハ實ハ此ノ内閣官房審議室ト云フヤウナモノハ、經濟安定本部ノ組織法デアル經濟安定本部令ト云フモノガ公布施行ニ入リマシタナラバ、此ノ審議室ノ官制ナルモノハ廢止ヲセラルカ、改正セラレカ、所詮改廢ハ免レナイモノト見テ居ツタノダガ、安定本部令ガ施行ニナリマシテモ依然トシテ改廢ガ行ハレナイ、即チ現在ノ我が國ノ官制上ノ制度ノ下ニ於キマシテハ、經濟安定施策ニ關スル基本方針ヲ決定スル爲ニ、只今出來マシタ經濟安定本部ノ外ニ、内閣官房審議室ト云フモノガ二重ニ現存スルコトハ、兩者ノ官制ノ内容ガ規定ヲシテ居ル通りデアリマス、何故斯ウ云フモノヲ並立サシテ置クノカ、之ヲ伺

ツテ置キタイ、是ハ總理ニ伺ヒタイノダガ、總理ガオイデニナラナイカラ、先ヅ國務大臣ニデモ、答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス、ドウ云フ譯デスウ云フモノヲ並立サシテ置クノカ、ソレデナクテモ複雑極マル機構ガ雨後ノ筈ノヤウニ出テ來ル時ニ、斯ウ云フモノヲ置イテオク必要ガナイデハナイカ、私ガ思フノハ、今マデノ内閣官房審議室ノ持ツテ居ツタ綜合計畫トシテノ企畫立案ノ權能ト云フモノハ、本部令ノ第一條ニ基キマシテ、經濟安定ニ關スル部分ダケニ付テハ、安定本部ニ移管ヲサレルモノダト私ハ思フノデアリマスガ、果シテ左様ニナルト致シマス、内閣審議室ノ持ツテ居ル權能ト云フモノハ、ボリットシタ言葉デ言表ハシテ見ルト、最早文化面ニ關スル企畫立案ノ權限ダケシカ殘ラヌコトニナルノデハナイカ、ソコデ其ノ文化面ニ關スル企畫立案ト云ツタヤウナモノハ、文化面ヲ專門ニ擔當スル專門行政官廳タル各省其ノ他ノ現業官廳ニ之ヲ委ネルガ宜シイ、ソシナモノダケヲ何モ内閣デア

ルコトハ要ラナイデハナイカ、斯ウ云フ風ニ私ハ考ヘル、廢止スベキモノハ此ノ際廢止セネバイカス、併シ飽クマデモ殘シテ置キタイト云フナラバ、改正存置ノ意向ヲ持ツナラバ、改正存置ヲシタル後ハ兩者ノ運営ヲ如何ナル區分ノ下ニ行ツテ行クモノデアルカ、此ノコトヲ併セテ聽イテ置キタイト思ヒマス

第三ニ伺ヒタイト思フコトハ經濟安定本部ト内閣ノ關係ガ明瞭デナイ、經濟安定本部ハ其ノ本部令ノ第一條ニ書イテアリマス如クニ、經濟安定施策ニ關スル基本の方策ヲ決定スルコトヲナツテ居リマス、其ノ基本方針ヲ經濟安定本部ガ策定スルト此ノ臨時物資需給調整法案ニ基キマシテ、現業官廳ガ其ノ策定ノ通りニ實現ニ移シテ行クコトニナル、サウスルト國務大臣ト云フモノハ何處デ關係ヲ持ツノカ、現行憲法ガアルノデアリマス、新憲法時代ニハマダナツテ居ラヌ、現行憲法ニ基ケバ各國務大臣ハ國務ノ全般ニ關シテ各別ニ天皇輔弼ノ責ニ任ジテ居ルノデアリマス、成程經濟安定本部ノ總裁ハ内閣總理大臣ガ勤メテ居ル、經濟安定本部ノ總務長官ナルモノハ國務大臣ガ勤メテ居ル、經濟安定本部長官タル國務大臣、總裁タル内閣總理大臣、此ノ兩者ハ、經濟安定ニ關スル基本政策ノ策定ト云フ重大ナル國務ニ付テ自ラ「タツチ」ガ出來ル譯デア

ルガ、ソレ以外ノ國務大臣ハ、一體何處デ關係ヲ持ツノカ、天皇輔弼ノ責任ヲ盡ス根據ハ何處ニ發見サスルノカ、根據ナクシテ輔弼ガ勤マルカ、私ハ之ヲ伺ツテ置キタイ、要ラヌコトヲ言フヤウデアアルガ、私ノ見ル所デハ經濟安定本部ト云フモノハ、經濟安定ニ關スル基本方針ノ立案計畫ヲシテ、其ノ案文ダケヲ作ル、作ツタ案文ヲ内閣ニ報告ヲスル、内閣ハ

之ヲ受ケテ審議ノ結果閣議ヲ決定スル、之ニ基イテ各現業官廳ガ實施ニ移シテ行クコト云フコトニナツテ、初メテ内閣ト云フモノヲ構成シテ居ル各國務大臣、今言ツタ兩者ノ國務大臣ヲ除ク他ノ國務大臣モ、此ノ基本政策ノ策定ト云フ國務ニ「タツチ」スルコトガ出來ルコトニナツテ、隨テ、天皇輔弼ノ任務ヲ盡ス根據ガコ、デ發見ヲセラレルノデアリマス、サウ云フコトヲヤラナイデ、經濟安定本部ガ上ノ方ニ居ツテ、或ル事ヲ決定スル、決定ニ基イテ現業官廳ガ之ヲ實施ニ移ス、是デハ國務大臣ガ居ツテモ居ラナクテモ宜イコト云フコトニナルノデハナイカ、獨善奉行ト云フ言葉ハ使ヒタクナイノダガ、經濟安定本部ハ一體ドウ云フヤリ方スル考ヘデ居ルノカ、二人々々ノ國務大臣ヲ無視シテハイカス、各國務大臣各別ニ國務ノ全般ニ關シテ輔弼ノ任ニ當ルノガ、現行憲法ノ建前デアル、他ヲ無視スルコトハ許サレナイ、現行憲法アル以上ハ、此ノ點ヲ明瞭ニシテ貫ヒタイト思フノデアリマス

ハ此ノ點ヲハツキリシテ置カスト、斯ウ云フコトガ今後モドシノ出來テ來ル、各省ト云フモノト安定本部ト云フモノガ如何ナル關係ニアルカ、之ヲ國務大臣ニ言ハスト、極ク簡單ニ言フノデアリマス、我々ノ方ハ企畫立案ノ官廳デゴザイマス、他ハ實施ヲスル現業官廳デゴザイマス、關係ハハツキリシテ居リマス、斯ウ言フノダガ、サウ云フ關係デハハツキリシナイ、ソレナ簡單ナ物ノ觀察デハ、今後ニ於ケル現業官廳タル各省其ノ他ノ官廳ト、内閣並ニ安定本部トノ間ニ、先程ノ足田君ノ御話ニモアツタヤウニ、軋轢抗争ヲ根絶スルコトハ不可能デアル、一體其ノ企畫立案ヲ行ヒマス場合ニ、各省ニハ各省ノ意向ガアル、經濟安定本部ト云フモノハ今初メテ出來タ、此ノ經濟安定本部ノ取扱フ仕事ノ内容、行政事務ノ内容ト云フモノハ、今日マデハ各省ニ分屬セシメラレテ居ツタ、各省ガ今日マデ持ツテ居ツタノデアリマスカラ、意見ト云フモノガナケレバナラヌ、又之ヲ實施ニ移スノハ、各ノ現業官廳ガ自ラ實施ニ當ル譯デアリマスカラ、現業官廳タル各省ノ意見、或ハ物價廳デアルトカ、或ハ貿易廳デアルトカ云ツタヤウ各省以外ノ官廳、其ノ官廳ノ意向ト云フモノハ、ドノ程度ニ一體取上ゲテ、之ヲ基準ニシテ企畫立案ヲ行フ考ヘカ、ソレナモノハ放ツテ置イテ、超然トシタル立場ニ於テノ綜合立案計畫ヲ行ツテ御覽ニ入レルト

云フ意向デアルノカ、ソレトモサウデナイ、他ノ現業官廳ノ意向ヲ取入レルト云フノカ、取入レルノナラ、如何ナル態度デ現業官廳ノ意向ヲ取入レルノカ、具體的ノ例ヲ申上ゲナケレバ分ラナイカラ申スノデスガ、例ヘバ一省ダケガ所管シテ居リマス一省專管ノ事項ノ如キモノハ、此ノ一省ノ意向其ノモノニ重點ヲ置イテ、之ヲ企畫立案ノ基本態度トシナケレバイケナイノデハナイカ、又二省以上ニ互ツテ居リマス共同管掌ノ事項、此ノ二省以上ニ互ル共管事項ノ如キモノハ、寧ロ、斯ウ云フ場合ニハ、經濟安定本部獨自ノ見解ニ「ウエー」ト置イテ、之ニ重點ヲ置イテ立案計畫ヲ行ツテ宜シイノデハナイカ、今言ツタノハ私ノ見ル一ツノ見解デゴザイマスガ、現業官廳ノ意向ハ、斯ウ云フ場合ニ斯ウ云フ程度ニ重キヲ置ク、我々ノ安定本部ノ方ハ、斯カル場合ニ斯カル程度ニ於テ企畫立案ノ態度ヲ決メルノダト云フコトヲ、鮮明ニ此ノ席ニ於テ公示サレテ置カレナイコトニハ、依然トシテ此ノ現業官廳トノ軋轢抗争ハ根絶出來ナイ、ソレナコトハナイト言明シテモ、ソレハ信用ガ出來ヌ、何故信用ガ出來ヌカト言ヘバ、今マデノ專門ノ企畫官廳タルモノノ歴史ヲ見レバ直グニ分ル、遠クハ資源局、調査局、更ニ企畫廳、企畫院ノ如キ、内閣參事官室、内閣綜合計畫局、内閣調査局、現ニアリマス所ノ内閣官房審議室ノ如キ、是レ何レモ專門官廳、企

畫立案バカリヲ專門ニ行ツタ企畫專門官廳ト名付ケテ宜シイ、企畫立案官廳デゴザイマス、此ノ官廳ハ何レノ内閣ガ現ハレテモ、色々ナ新規ナ構想ヲ凝シテ、新ナルモノニ改組シテ作り直シテ行ツタノデアリマスガ、ドノ内閣モドノ内閣モ例外ナク、專門企畫官廳ト現業官廳ノ間ニ於ケル軋轢抗争ヲ遂ニ除去スルノ努力ヲ奏サズ、國力増大ノ爲ニ、生産増強ノ爲ニト思ツテ拵ヘタ綜合立案ノ專門企畫官廳アリタルガ故ニ、遺憾ナガラ軋轢抗争ガ阻碍ヲ致シマシテ、國力ノ減退ヲ來シ、生産力ノ増進ヲ妨ゲルガ如キコトガ絶無デハナカツタコトハ洵ニ遺憾デアル、僅カ一年ノ間ニ活躍ヲナサシメヨウト云フ經濟安定本部ガ、再び過去ノ是等ノ官廳ガ營メタ苦キ經驗ヲ重ネルガ如キコトガアツテハ、國家再建ノ上ニ重大ナ影響ヲ及ボスコトニナルノデハナカラウカト私ハ考ヘル、隨テ此ノ點ニ付テ明瞭ニシテ戴キタイト私ハ思フノデアリマス

第五ニ何ツテ置キタイト思フコトハ、生産「サボ」ニ關スル事柄並ニ生産管理ニ關スル事柄デアリマス、生産「サボ」ガ發生ヲシテモ、内閣ハ生産「サボ」ヲザツト見テ居ルト云フヤウナコトヲスルヤウデハ、生産管理ガ違法ダナドト言ツテ生産管理ヲ禁止スル資格ナドハナイモノト云ハナケレバナラヌ、假ニ生産「サボ」ガ起ツテ、生産力ガ減退スルト認メタ場合ニ、「サボ」ガ起レバ生産減退ハ當然デアリマスガ、サウ認メラレタ時ニハ、直チニ其ノ生産ヲ向上セシムルノ具體的方策ヲ政府ガ決定シナケレバナラヌ、例ヘバ斯ウ云フ場合ニ、言ウテ聞カシテモ聞カヌ時ハ、當該生産ノ責任者ニアラザル第三者ニ對シテ、當該生産ヲ實施スベシト云フガ如キコトヲ命令スルコトガ出來ナケレバナラヌ、第三者ニ對スル生産命令ヲ出シ、而シテ生産「サボ」ヲ是正シテ、刻下ノ生産増強ニ貢獻スルト云フコトガ行ハルベキデアリマス、斯ウ云フ場合ニモ、本法第一條ニ基ク生産命令トシテ出スコトガ出來ルトノ考ヘカ、之ヲ聽イテ置キタイ、ソレカラ生産管理ト云フコトガ行ハレタ場合、私ハ生産管理ナルモノハ違法トナル場合アリ、違法トナラザル場合アリト云フ觀察ヲスル、ソレハ新憲法法案第十一條ニ基キ、公共ノ福祉ヲ阻害スルト考ヘル場合ハ禁止スベキモノデアリ、然ラザル場合ハ之ヲ許スベキモノデアリ、生産「サボ」ヲ政府其ノモノガ適當ニ處置スルコトガ不可能デアル、其ノ能力ノナイヤウナ場合ガアレバ、直チニ生産管理ハヤツテ宜シイト云フ見解ヲ持ツテ居ル、併シサウ云フ私ノ見解ハ玆デハ別問題デゴザイマスガ、其ノ生産管理ト云フコトガ行ハレマシタ場合ニ、政府ノ現在ノ言ヒ分カラ言フト、生産管理ハ禁止スル、斯ウ云フノダガ、一體禁止ノ根據ハ何處ニ存スルノカ、又本法第一條ニ基イテ、生

産ニ關スル命令トシテ生産管理ヲ禁止スルト云フコトヲ行フコトガ出來ルト政府ハ考ヘテ居ルカドウカ、生産「サボ」ノ場合ニ、第三者ニ生産ヲ移シ命令ガ出セルカ、生産管理ノ場合ニ、此ノ法案第一條ニ依ツテ、生産管理禁止命令ヲ出スコト可能ナリヤ、此ノ二點ニ付テ伺フト共ニ、サウダト若シ政府ガ言フナラバ、此ノ場合ニ事實ノ認定ト云フコトハ如何ナル基準ニ基イテスルカ、茲ニ生産「サボ」アリ、茲ニ生産管理アリト認定スル事實ノ認定ヲドウスルカ、竝ニ之ニ對スル政府ノ採ラントスル基本政策ハ、如何様ニスル考ヘデアルカト云フコトニ付テ、是ハ主トシテ國務大臣ト併セテ河合厚生大臣ニ御尋ネシテ置キタイ

第六ニ、恒久的ナ産業復興政策ト云フモノト、應急ノ食糧政策、失業政策、都市復興政策ナドノ緊急應急ノ民生安定政策ト云フ、此ノ二ツノ政策ヲ經濟安定本部ガ取扱フコトニナツテ居リマス、是ハ官制ニ書イテアル所デアリマス、一體此ノ場合ニ恒久的ナ産業政策ニ重點ヲ置カントスルト、應急ノ民生政策ガ疎カニナル、失業政策、復興政策、食糧政策等、應急ニ重點ヲ置カント欲スルナラバ、恒久的ナ比較的長期ヲ要スルニアラザレバ完途スルコトノ出來ナイ、幾多ノ産業復興政策ガ十分ナラザル處ガアル、是ハドチラニ「ウエート」ヲ置イテ立案企畫スルノカ、之ヲ明瞭ニシテ置キタイと思

フノデアリマス、之ヲハツキリスルト云フコトデナカッタナラバ、任カスコトガ出來ナイ、ドチラニ「ウエート」ヲ置ク考ヘデアルカト云フコトヲ安定本部ノ長官ニ明瞭ニシテ置イテ貰ヒタリ、斯ウ云フコトヲ私が諄ク申シマス所以ハ、經濟安定本部ノ組織法タル本部令ノ第一條ヲ讀ンデ見ルト、緊急ノモノモヤルノダガ、恒久的ノモノモヤルノダ、斯ウ云フコトニナツテ居ル、サウシテ而モ安定本部ノ生命ハタツタ一年デアルト云フ、一年間ニ恒久的政策ト應急の政策ノ兩方ヲヤツテ、實ヲ結ブコトガ出來ルカト云フコトガ私ノ疑念トスル所、之ヲ考ヘテ置イテ御答ヘテ願ヒタイ

ソレカラ第七點トシテ、終戰當時ノ軍保有ノ特殊物資ト云フモノ、例ヘバ鐵トカ、輕金屬トカ、油トカ、食糧トカ、衣料トカ云フ軍需特殊物件ト云フモノガ、段々ト日ガ經ツニ從ツテ散逸ヲシテ居ル、サウシテソレガ闇ニ流レテ居ルコトヲ我々ハ日撃スル、是ハ一體保管ノ狀態ハドウシテ居ルカ、其ハド位アツタモノカ、其ノ後、政府發表後ノ於テドウ云フ物ガドレダケ殖エテ居ルカ、之ヲ明カニシナケレバナラス、同時ニソレヲ明カニスルダケデナシニ、經濟安定本部ガ出來タナラバ、ドノ官廳ガ保管ヲシテ居リマスル軍需物資モ全部悉クヲ擧ゲテ、此ノ經濟安定本部ノ産業復興、民生安定ノ政策ニ付テノ企畫立案ノ上ニ之ヲ乗セテ行カナヒタイと思フ

ケレバイカヌ、安定本部ノ企畫立案ノ内容ノ中ニ之ヲ乗セテ行クト云フコトニナラナケレバナラス、之ヲスル考ヘアリヤ否ヤ、依然トシテ散逸シテ闇ニ流レテ行クノヲ放ツテ置イテ見テ居ルノカドウカ、此ノ點ヲ明瞭ニシテ置キタイと思ヒマス

第八ニ今一ツ點キタイコトハ、産業復興ト云フコトガ此ノ法案ノ目的デアルコトニナツテ居ルガ、産業復興トハ、言フマデモナク日本ノ現況デハ、基本産業ノ振興ト云フコトガ其ノ根本ノモノデアル、而シテ其ノ基本産業ノ振興トハ、一言ニシテ盡セバ、基本物資ガ充足サレルコトニナラナケレバ、基本産業ノ振興ナドハ出來ズ、而モ基本物資ト算ヘラレル物ノ中ニハ、現況ニ照ラシテ見ルト、急速ニハ國內生産スルコトノドウシテモ出來ナイ部門ノ基本物資ガ多數ニアル、輸入ヲスレバ簡單ダガ、國內生産ハ不可能ダト云フモノガアル、是ガナケレバ基本産業ノ振興ヲナスコト能ハズ、基本産業ノ復興ヲ不可能ナラシムル如キモノガ澤山アルガ、斯ウ云フ基本物資ノ中デ、國內生産ノ不可能ナルモノニ付テ、政府ハ輸入ニ仰グト云フ措置ニ付テハ如何ナル抱負ト御考ヘテ持ツテ居ラレカ、是ハ貿易廳ノ所管關係ニ於テハ、星島商工大臣ヨリ、安定本部ノ關係ニ於カレナハ、質問ハ簡單ニシテ置キマスガ、國務大臣ヨリ詳シク伺ヒタイと思フ

第九トシテ最後ニ一ツヲ伺フテ止メマスガ、本案第一條第一項第一號乃至第三號、此處ニ記載シテアリマス物資ノ範圍、工事ノ範圍、設備ノ範圍ト云フモノガ明瞭デナシ、此ハ昨日穩カナラヌコトヲ大臣ノ口カラ聽イテ遺憾ニ思ツタノダガ、此ノ條文ニ書イテ居ル物資ノ範圍如何ト云フコトヲドナタカラ御質疑ナサツタ、之ニ對シ、ソレハ安定本部ガ委員會ヲ拵ヘテ決メルノダト云フ御答ヘデアツタ、サウ云フ横著ナ答ヘテ政府ガシテモ宜イカ、經濟安定本部令ノ條章ヲ見ルト、物資ノ生産、配給、消費ト云フコトガ書イテアリ、如何ナル物資ニ付テノ生産、配給、消費ヲ行フノカト云フコトノ規定ガナシ、此ノ法案ニモ何等ノ法規ガナシ、法規ノ上、官制ノ上デ何一ツトシテ、此ノ物資ハ安定本部デ扱フノダ、此ノ物資ハ安定本部デ扱ヘマセヌト云フ、限界區別ヲ規定シタル法規ガ絶無デアル、此ノ狀態ニシテ置イテ、俺ノ思フ時ニ、俺ガ思フ物資ニ付テ取扱ヲスルノダト云ツタ態度ヲ執ルカラ、官僚獨善ニナル處ガナイカト突込マレルノデアリマス、是ハ質疑ヲスル方ガ當リ前デ、ハツキリ答辯ヲセヌ政府ガ間違ツテ居ル、私が聽キタイコトハ、委員會ガ勝手ニ決メルト云フナラ決メテ宜カラウ、併シ改メテ尋ネルガ、其ノ委員會ガ自己ノ意向デ、自己ガ勝手ニ、物資ノ範圍、工事施行ノ範圍、設備ノ範圍ヲ決メテ行クト言フ

ガ、其ノ根據ハ何處ニアルカ、法律ニ基ク根據アリヤ、セメテ官制ニ基ク權能デモアルノカ、權限ナクシテ勝手ニヤル、是レ獨善デアル、權能ノ根據ナクシテ取扱ヲスル、是レ專斷デアリ、專行デアル、獨善專行ヲ防グ爲メ新憲法ト云フモノヲ自分ガ此ノ間作ツタデハナイカ、法案ヲ簡單ニスルコトモ宜シイ、諄イ法案ヨリ簡單明瞭ノ法案ノ方ガ望マシイ、是ハ宜シイ、併シ簡單ニモ限リガアル、何千何萬トアル物資ニ付テ、之ヲ取扱フ根據ヲ示シテ居ラヌト云フガ如キハ、何事カ、コンナコトハ立案者ノ頭デハ不思議デモナク、カシクモナカッタノカ、役人ガ物資ノ範圍ヲ決メルノハ俺ノ勝手デアル、工事ノ範圍ヲ役人ガ決メルノハ當然デアル、斯ウ云フコトヲ考ヘル頭ガアツタカラ、此ノ權限ノ根據ナルモノニ氣付カズシテ、簡單明瞭ニスル云フ法案ヲ作ツテ、此ノ議會デ胡亂化シテ答辯ヲシテ居ルノデハナイカト私ハ思フガ、サウ云フコトハ許サレナイ、斷ジテイケナイ、政府ハドウ云フ考ヘデアルカ、法規ノ根據ナクシテヤルト云フナラバ、其ノ點ヲ明瞭ニシテ貰ヒタイ、抽象的デ理窟ヲ言フダケデハ相濟マスト思フカラ、具體的ニ言ウテ置クガ、先ヅ第一ニ石炭ハドウスル、電氣ハドウスル、瓦斯ハドウスル、又新聞紙ニ雜誌出版ノ用紙ハドウスルノダ、此ノ中用紙ヲ除ク瓦斯、電氣、石炭ニ關シテハ、ソレハ別

個ノ法律ガアル、是等ノ法律ヲ改正スル意向ガアルノカドウカ、此ノ法案ニモ書イテナイガ、此ノ別個ノ法規ニ各、此ノ内容ニ相應ハシイ事柄ヲ規定シテ、而シテ後ニ是等ノ物資ヲ經濟安定本部ガ取扱フト云フコトニスル意向カドウカ、ソレトモ是ハ別ノ取扱ヲスルノカドウカ、殊ニ此ノ用紙ナドニ付テハ、私ハ嚴重ニ言ヒタイと思フノデアリマスガ、聞タ所ニ依ルト内閣ニ移管ヲシテ、内閣デ用紙ノ割當配給ヲスルトノコトデアル、只今閣議大ニ意向ヲ聽イテ居ルト、産業別ノ割當ハ安定本部ガ行ヒマス、各産業部門内ノ業者ニ對スル配給ハ、民主的ニ組織サレタ産業團體ニ行ハセマスト云フコトヲ只今仰シヤツタ、サウシテ置キナガラ出版用紙ニ關スル限リ内閣ニ移管ヲシテ、情報局ノ古手ノ役人、内務省檢閱官ノ古手ノ役人ヲ連レテ來テ、之ヲ委員トシテ行フト聞及ブノデアルガ、コンナコトハ一體ドノヤウナ考ヘデアルノカ、自分ノ言ツテ居ルコトト反對デハナイカ、ナゼ民主的ニ組織サレタ産業團體ヲ新タニ生ミ、新タナ産業團體ノ手ニ依ツテナゼヤルコトニシナイカ、ナゼ文化ノ「パロメーター」トモ言フベキ用紙ダケヲ特ニ内閣ガ握ラウトスルノカ、サウ云フケチナ考ヘハ宜クナイ(拍手) 甚ダ料簡ノ宜クナイコトデアル、商工省ガ一生懸命ニ用紙ノ割當配給ニ苦勞ヲシテ居ルコトモ知ラナイデ、商工省カラ取

上ゲテ、内閣ニ持ツテ行ツテヤルト云フコトハ、本法案デ行ハントスルヤリ方トハ反對デハナイカ、サウ云フヤリ方ヲシテ居ルヤウデハ、安心ヲシテ此ノ法案ニ協賛ヲ與ヘテ、經濟安定本部ニ總テ任スト云フコトハ出來ヌ、マア大變言葉ハ強カツタノデアリマスガ、眞ニ私ハ之ヲ思フノデ質疑ヲスルノデアルカラ、質疑ハ簡單ダガ、答辯ノ方ハシツカリトヤラヌトイカヌ(笑聲) ソレカラ私ハ再び自席カラ發言ヲシナイ、再び自席カラ發言ヲ差控ヘマスカラ、其ノ積リデ丁寧ナル御答ヘヲ煩ハシタイト存ジマス(拍手)

〔國務大臣木村篤太郎君登壇〕

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今ノ田中君ノ御質問ニ御答ヘ致シマス、本法案第三條ノ臨檢、檢査ハ、本人ノ承諾ノ下ニ行ハレルコトヲ豫想シテ居ルノデアリマス、隨テ本人ガ正當理由デ之ヲ拒ミ得ル場合ガアリマス、萬一正當ノ理由ナクシテ臨檢檢査ヲ拒ンダ場合ニハ、本法案第五條ノ第二號ノ規定ニ依ツテ處罰スルト云フコトニナツテ居ル、デアリマス、隨テ本人ヲ強制ノ下ニ、本人ノ意思ヲ無視シテ臨檢、檢査ヲ行フト云フ趣旨デハナイノデアリマス、而シテ憲法草案第三十二條ニ申シマスル押收、捜査ハ、犯罪ノアツタ場合ヲ豫想シテ居ルノデアリマス、是ハ法律家デイラセラル田中君ノ恐ラク御研究ノコトト存ジマス、即チ犯人又ハ證據品ヲ發見スル爲ニ、刑事手

續上相手方ノ意思ヲ無視シテ之ヲ強行スル場合ノ規定デアアルノデアリマス、其ノ實際ノ取扱致シマシテハ、御承知ノ通り家宅搜索ト云フコトガアルノデアリマス、申スマデモナク家宅搜索ハ、時トシテ家中限ナク搜索スルノデアリマス、隨テ斯様ナ事柄ハ種ナナ弊害ヲ生ズル、仍テ改正憲法草案第三十二條ニ依リマシテ、是等ノコトヲヤルノニハ必ず司法官憲ノ令狀ヲ發セナケレバナラヌ、是ガ我々ノ基本的人權ヲ保護シヨウト云フ憲法ノ精神ナノデアリマス、隨ヒマシテ本法案第三條ノ臨檢、檢査トハ、全然其ノ性質ヲ異ニシテ居ルノデアリマス、申スマデモナク此ノ法案第三條ノ臨檢、檢査ハ、其ノ目的ガ物資ノ供給ニ付キマシテ統制ヲ圓滑ナラシメル爲ニ行ハレル一ツノ行政目的ノ爲デアアル、犯罪捜査ノ爲デハ全然ナシ、此ノ法案ヲ御覽下サイマスレバ極メテ明瞭デアリマスルガ、平穩裡ニ之ヲヤラウトスルノデアリマス、改正憲法草案第三十二條ノ押收、搜索ト云フヤウナ、個人ノ意思ヲ無視シテ強制的ニヤラウト云フ場合トハ、其ノ性質ヲ全然異ニシテ居ルノデアリマス、隨ヒマシテ此ノ第三條ハ、決シテ改正憲法草案第三十二條ノ規定ト矛盾スルモノデハナイト云フコトヲ私ハ申上ゲマス

〔國務大臣膳桂之助君登壇〕

○國務大臣(膳桂之助君) 只今ノ御尋ネ中ニ、法案第三條ノコトニ付テ私ニ

モ御尋ネガゴザイマシタガ、司法大臣ノ御言葉以上ニ何モ申上ゲルコトモゴザイマセヌ
次ニ内閣審議室ト安定本部ノ關係ニ付テノ御尋ネデゴザイマスガ、内閣審議室ハ經濟問題ニノミ限ラズ、各省ニ互ノ問題、全般ノ問題ニ付テ、總理大臣ノ下ニ各省ノ連絡ノ問題ヲ研究シテ居ルノデアリマシテ、經濟安定本部ガ是カラヤリマスルコトモ、從前ハ此ノ審議室デ取扱ツテ居リマシタ、併シナガラ經濟安定本部ノヤツテ居リマスル仕事以外ニモ、各省ノ連絡事務ノ權要ナ事項ガアルノデアリマシテ、是ハ經濟安定本部デ處理スルノヲ適當トセザル事項モアリマスノデ、其ノ部分ヲバ殘シマシテ、現在尙ホ内閣審議室ガ存續シテ居ルノデゴザイマス、隨テ安定本部ト内閣審議室デ取扱ヒマスル事項ハ性質ヲ異ニシテ居リマシテ、聊カノ矛盾モナク、重複モナイコトニ相成ツテ居リマス
次ニ安定本部ト各省ノ關係、又各省トノ間ニ摩擦ナキヤト云フコトノ御尋ネガゴザイマシタ、是ハ各省ノ主管事項ハ各々、定マツテ居リマシテモ、其ノ間ニ重複ノコトモアリマスレバ、雙方關係シテ居ルコトモアリマスノデ、自然ト問題ガ各省間ノ協議ニ俟ツコトノ多イノハ、ドウ云フ風ニ官制ヲ定メマシテモ、是ハ當然起ルコトデアリマス、但シ經濟安定本部ハ、從前各省間デ共通ノ問題、殊ニソレガ經濟再

建ニ關スル問題デ、主管ガ多方面ニ交錯シテ居リマスルガ爲ニ、一定ノ方策ガ立チニクイ、或ハ同ジヤウナ目的ニ行クモノデモ、取扱ノ事項ニ依ツテ各省方針ヲ異ニスル、サウ云フヤウナモノガアツテハ相成リマセヌノデ、ソレ等ノ間ノ統一ヲ圖リ、ソコニ綜合的計畫性ヲ與ヘラレテ、サウ云フ政策ヲ定メルノガ經濟安定本部ノ一ツノ仕事デアリマス、單ニソレニ止マラズ、尙ホ積極的ニ綜合的計畫ヲ定メルコトハ當然デアリマスガ、サウ云フヤウナ意味合デ安定本部ガ働キマスルノデ、從前ノ各省間ノ色々意見ノ一致セザル所、或ハ政策ノ不一致ヲバ安定本部ガ茲ニ統一調整スルコト云フ働キヲシマスノデ、從前ノヤウナ内閣ノ各省間ノ連絡問題モ、安定本部ノ存在ニ依ツテ是ガ滑カニ運用スルコトガ出來ルヤウニ期待サレテ居ルノデアリマス、軋轢ヲ作ルノデハナクテ、軋轢ヲ緩和スルト云フ役ニ大イニ立ツモノト考ヘテ居リマス、尙ホ安定本部ノ研究シマスル其ノ研究方法ハ、別ニ各省ノ外ニ屋上屋ヲ重ネルノデハアリマセヌデ、各省ノ研究調査、各省ノ智能、總テヲ綜合シマシテ、ソコニ一ツノ中核トナル生命ヲ與ヘルノデアリマス、研究シマシタ結果、各省ノ間ト意見ノ交錯ノアル場合ハ勿論デアリマスガ、斯カル場合ハ安定本部長官ハ安定本部總裁タル總理大臣ニ具申致シマシテ、安定本部總裁デアアル内閣總理大臣ノ決定ヲ各省ニ指

揮命令スルコトが出来ルノデアリマス、隨テ其ノ間ニ不統一ハ避ケラレルノデアリマス、但シ斯クノ如キコトハ——瀋リニ各省ノ間ニサウ意見ノ對立ヲ殘シタ儘デ總理大臣ノ決裁ヲ仰グト云フヤウナコトハ、實際ニハ避ケベキコトデアリマシテ、實際ノ運用ニ當リマシテハ、各省ノ間ニ隔意ナキ協議ト連絡ガ行ハレマシテ、其ノ上ニ立テタル方策ニ付テ、最後ノ確平タル斷ハ、安定本部總裁デアリ總理大臣デアル首相ガ之ヲ定メコトトナツテ居リマス、隨テ各省ノ間ニ御心配ノヤウナ軋

一年トハ官制ニ書イテゴザイマセヌ、但シ是ハ臨時ノ設置デアルコトハ確カデアリマス、併シ私共大イニ勉強致シマシテ、此ノ存續期間中ニ、應急對策ト共ニ恒久對策ヲ立テテ行キタイト存ジテ居リマス

ソレカラ次ニ輸入物資ノ問題ニ付テ御意見ガゴザイマシタガ、此ノ物資ノ足リマセヌ時ニ日本ノ經濟ノ再建ヲ致シマスルニ、輸入物資ニ俟タナケレバナラスコトハ申上ゲルマデモナイコトデアリマシテ、從前各省ニ於キマシテモ、生活安定ノ爲ノ生活必需品、又輸出物資ノ生産ニ必要ナ材料等ニ付キマシテハ、聯合國ノ厚意ニ依リマシテ相當ノ輸入ヲ仰ギツ、モアリマスルシ、尙ホ是ガ輸入方ヲ懇請シテ居ルト云フコトハ、度々御説明ノアツタコト

ハ、經營者側ヲ離レタ時ニハ、此ノ法律ノ適用ハナイモノダラウト私ハ解釋致シマス

思ヒマス、私ハ新聞、雜誌、出版等ノ用紙ノ配給ハ、是コソ極メテ民主的ナ形ニ、納得ノ行キヤウナ方法ニ於テ配給サレナケレバナラス、他ノ物資モ勿論サウデアリマスケレドモ、斯カルモノハ特ニ其ノ意ヲ用ヒナケレバナラヌ、斯様ニ考ヘマシテ、或ハ是ト似タモノデ——今我々ハ目先ノ食フニ困ツテ居ル、色ニ生産ニ困ツテ居ルカラ、議會ノ聲ハ餘リ文化方面ニナイノデアリマス、ソコデソノ貴衆兩院ノ中ニ文化ニ關スル議論ガモツト盛ンナリマシテ、其ノ結果或ハ文化委員會トカ云ツタヤウナモノガ、内閣若シハ兩院内ニ設ケラレマシテ、ソレニ依ツテ根本的ナル問題ヲ決メテ、其ノ結論トシテ、現業廳デアル商工省ハ紙ヲ扱ヒ、或ハ電波ニ付テハ「ラヂオ」ヲ遞信省ガ扱フ、或ハ映畫等ノ問題モソレゾレ所管ノ省ニ於テヤル、斯ウ云フコトガ必要デアルト云フ前提カラ、此ノ紙ノ問題ヲ取上ゲタコトガアルノデアリマス、勿論紙ノ配給ノ實施ハ商工省自ラ今日モ致シ、將來モ致シ譯デアリマスガ、其ノ基本ヲ内閣デ決メテ貰ヒタイ、是ガツイ間違ヘラレマシテ、舊情報局ノ復活、戰時中アツタヤウナ思想ノ統一トカ、干渉ノヤウナコトニソレヲ復活スルノデハナイカトノ疑ヒガ若干アツタコトハ甚ダ遺憾デアリマシテ、私ノ企テントスル所トハ概ネ反對ナ方向デアリマス、爾今、只今御尋ネ

ハ當然ト存ジマス

ソレカラ生産「サボ」ノアツタ場合ニ本法ヲ適用スルヤ否ヤト云フ問題デアリマスガ、本法第一條ノ第二號ノ生産命令ハ、斯クノ如キコトヲ豫想モ致シテ居リマス、尙ホ斯ウ云フヤウナコトノ運用ニ付キマシテハ、實行廳デアリマスル厚生大臣ノ方カラ御答辯ヲ御願ヒシタ方ガ適當デアラウト存ジマス

ソレカラ次ニ輸入物資ノ問題ニ付テ御意見ガゴザイマシタガ、此ノ物資ノ足リマセヌ時ニ日本ノ經濟ノ再建ヲ致シマスルニ、輸入物資ニ俟タナケレバナラスコトハ申上ゲルマデモナイコトデアリマシテ、從前各省ニ於キマシテモ、生活安定ノ爲ノ生活必需品、又輸出物資ノ生産ニ必要ナ材料等ニ付キマシテハ、聯合國ノ厚意ニ依リマシテ相當ノ輸入ヲ仰ギツ、モアリマスルシ、尙ホ是ガ輸入方ヲ懇請シテ居ルト云フコトハ、度々御説明ノアツタコト

ハ、經營者側ヲ離レタ時ニハ、此ノ法律ノ適用ハナイモノダラウト私ハ解釋致シマス

思ヒマス、私ハ新聞、雜誌、出版等ノ用紙ノ配給ハ、是コソ極メテ民主的ナ形ニ、納得ノ行キヤウナ方法ニ於テ配給サレナケレバナラス、他ノ物資モ勿論サウデアリマスケレドモ、斯カルモノハ特ニ其ノ意ヲ用ヒナケレバナラヌ、斯様ニ考ヘマシテ、或ハ是ト似タモノデ——今我々ハ目先ノ食フニ困ツテ居ル、色ニ生産ニ困ツテ居ルカラ、議會ノ聲ハ餘リ文化方面ニナイノデアリマス、ソコデソノ貴衆兩院ノ中ニ文化ニ關スル議論ガモツト盛ンナリマシテ、其ノ結果或ハ文化委員會トカ云ツタヤウナモノガ、内閣若シハ兩院内ニ設ケラレマシテ、ソレニ依ツテ根本的ナル問題ヲ決メテ、其ノ結論トシテ、現業廳デアル商工省ハ紙ヲ扱ヒ、或ハ電波ニ付テハ「ラヂオ」ヲ遞信省ガ扱フ、或ハ映畫等ノ問題モソレゾレ所管ノ省ニ於テヤル、斯ウ云フコトガ必要デアルト云フ前提カラ、此ノ紙ノ問題ヲ取上ゲタコトガアルノデアリマス、勿論紙ノ配給ノ實施ハ商工省自ラ今日モ致シ、將來モ致シ譯デアリマスガ、其ノ基本ヲ内閣デ決メテ貰ヒタイ、是ガツイ間違ヘラレマシテ、舊情報局ノ復活、戰時中アツタヤウナ思想ノ統一トカ、干渉ノヤウナコトニソレヲ復活スルノデハナイカトノ疑ヒガ若干アツタコトハ甚ダ遺憾デアリマシテ、私ノ企テントスル所トハ概ネ反對ナ方向デアリマス、爾今、只今御尋ネ

ハ當然ト存ジマス

ソレカラ生産「サボ」ノアツタ場合ニ本法ヲ適用スルヤ否ヤト云フ問題デアリマスガ、本法第一條ノ第二號ノ生産命令ハ、斯クノ如キコトヲ豫想モ致シテ居リマス、尙ホ斯ウ云フヤウナコトノ運用ニ付キマシテハ、實行廳デアリマスル厚生大臣ノ方カラ御答辯ヲ御願ヒシタ方ガ適當デアラウト存ジマス

ソレカラ次ニ輸入物資ノ問題ニ付テ御意見ガゴザイマシタガ、此ノ物資ノ足リマセヌ時ニ日本ノ經濟ノ再建ヲ致シマスルニ、輸入物資ニ俟タナケレバナラスコトハ申上ゲルマデモナイコトデアリマシテ、從前各省ニ於キマシテモ、生活安定ノ爲ノ生活必需品、又輸出物資ノ生産ニ必要ナ材料等ニ付キマシテハ、聯合國ノ厚意ニ依リマシテ相當ノ輸入ヲ仰ギツ、モアリマスルシ、尙ホ是ガ輸入方ヲ懇請シテ居ルト云フコトハ、度々御説明ノアツタコト

ハ、經營者側ヲ離レタ時ニハ、此ノ法律ノ適用ハナイモノダラウト私ハ解釋致シマス

思ヒマス、私ハ新聞、雜誌、出版等ノ用紙ノ配給ハ、是コソ極メテ民主的ナ形ニ、納得ノ行キヤウナ方法ニ於テ配給サレナケレバナラス、他ノ物資モ勿論サウデアリマスケレドモ、斯カルモノハ特ニ其ノ意ヲ用ヒナケレバナラヌ、斯様ニ考ヘマシテ、或ハ是ト似タモノデ——今我々ハ目先ノ食フニ困ツテ居ル、色ニ生産ニ困ツテ居ルカラ、議會ノ聲ハ餘リ文化方面ニナイノデアリマス、ソコデソノ貴衆兩院ノ中ニ文化ニ關スル議論ガモツト盛ンナリマシテ、其ノ結果或ハ文化委員會トカ云ツタヤウナモノガ、内閣若シハ兩院内ニ設ケラレマシテ、ソレニ依ツテ根本的ナル問題ヲ決メテ、其ノ結論トシテ、現業廳デアル商工省ハ紙ヲ扱ヒ、或ハ電波ニ付テハ「ラヂオ」ヲ遞信省ガ扱フ、或ハ映畫等ノ問題モソレゾレ所管ノ省ニ於テヤル、斯ウ云フコトガ必要デアルト云フ前提カラ、此ノ紙ノ問題ヲ取上ゲタコトガアルノデアリマス、勿論紙ノ配給ノ實施ハ商工省自ラ今日モ致シ、將來モ致シ譯デアリマスガ、其ノ基本ヲ内閣デ決メテ貰ヒタイ、是ガツイ間違ヘラレマシテ、舊情報局ノ復活、戰時中アツタヤウナ思想ノ統一トカ、干渉ノヤウナコトニソレヲ復活スルノデハナイカトノ疑ヒガ若干アツタコトハ甚ダ遺憾デアリマシテ、私ノ企テントスル所トハ概ネ反對ナ方向デアリマス、爾今、只今御尋ネ

ハ當然ト存ジマス

ソレカラ生産「サボ」ノアツタ場合ニ本法ヲ適用スルヤ否ヤト云フ問題デアリマスガ、本法第一條ノ第二號ノ生産命令ハ、斯クノ如キコトヲ豫想モ致シテ居リマス、尙ホ斯ウ云フヤウナコトノ運用ニ付キマシテハ、實行廳デアリマスル厚生大臣ノ方カラ御答辯ヲ御願ヒシタ方ガ適當デアラウト存ジマス

ソレカラ次ニ輸入物資ノ問題ニ付テ御意見ガゴザイマシタガ、此ノ物資ノ足リマセヌ時ニ日本ノ經濟ノ再建ヲ致シマスルニ、輸入物資ニ俟タナケレバナラスコトハ申上ゲルマデモナイコトデアリマシテ、從前各省ニ於キマシテモ、生活安定ノ爲ノ生活必需品、又輸出物資ノ生産ニ必要ナ材料等ニ付キマシテハ、聯合國ノ厚意ニ依リマシテ相當ノ輸入ヲ仰ギツ、モアリマスルシ、尙ホ是ガ輸入方ヲ懇請シテ居ルト云フコトハ、度々御説明ノアツタコト

ハ、經營者側ヲ離レタ時ニハ、此ノ法律ノ適用ハナイモノダラウト私ハ解釋致シマス

思ヒマス、私ハ新聞、雜誌、出版等ノ用紙ノ配給ハ、是コソ極メテ民主的ナ形ニ、納得ノ行キヤウナ方法ニ於テ配給サレナケレバナラス、他ノ物資モ勿論サウデアリマスケレドモ、斯カルモノハ特ニ其ノ意ヲ用ヒナケレバナラヌ、斯様ニ考ヘマシテ、或ハ是ト似タモノデ——今我々ハ目先ノ食フニ困ツテ居ル、色ニ生産ニ困ツテ居ルカラ、議會ノ聲ハ餘リ文化方面ニナイノデアリマス、ソコデソノ貴衆兩院ノ中ニ文化ニ關スル議論ガモツト盛ンナリマシテ、其ノ結果或ハ文化委員會トカ云ツタヤウナモノガ、内閣若シハ兩院内ニ設ケラレマシテ、ソレニ依ツテ根本的ナル問題ヲ決メテ、其ノ結論トシテ、現業廳デアル商工省ハ紙ヲ扱ヒ、或ハ電波ニ付テハ「ラヂオ」ヲ遞信省ガ扱フ、或ハ映畫等ノ問題モソレゾレ所管ノ省ニ於テヤル、斯ウ云フコトガ必要デアルト云フ前提カラ、此ノ紙ノ問題ヲ取上ゲタコトガアルノデアリマス、勿論紙ノ配給ノ實施ハ商工省自ラ今日モ致シ、將來モ致シ譯デアリマスガ、其ノ基本ヲ内閣デ決メテ貰ヒタイ、是ガツイ間違ヘラレマシテ、舊情報局ノ復活、戰時中アツタヤウナ思想ノ統一トカ、干渉ノヤウナコトニソレヲ復活スルノデハナイカトノ疑ヒガ若干アツタコトハ甚ダ遺憾デアリマシテ、私ノ企テントスル所トハ概ネ反對ナ方向デアリマス、爾今、只今御尋ネ

ハ當然ト存ジマス

ソレカラ生産「サボ」ノアツタ場合ニ本法ヲ適用スルヤ否ヤト云フ問題デアリマスガ、本法第一條ノ第二號ノ生産命令ハ、斯クノ如キコトヲ豫想モ致シテ居リマス、尙ホ斯ウ云フヤウナコトノ運用ニ付キマシテハ、實行廳デアリマスル厚生大臣ノ方カラ御答辯ヲ御願ヒシタ方ガ適當デアラウト存ジマス

ソレカラ次ニ輸入物資ノ問題ニ付テ御意見ガゴザイマシタガ、此ノ物資ノ足リマセヌ時ニ日本ノ經濟ノ再建ヲ致シマスルニ、輸入物資ニ俟タナケレバナラスコトハ申上ゲルマデモナイコトデアリマシテ、從前各省ニ於キマシテモ、生活安定ノ爲ノ生活必需品、又輸出物資ノ生産ニ必要ナ材料等ニ付キマシテハ、聯合國ノ厚意ニ依リマシテ相當ノ輸入ヲ仰ギツ、モアリマスルシ、尙ホ是ガ輸入方ヲ懇請シテ居ルト云フコトハ、度々御説明ノアツタコト

ハ、經營者側ヲ離レタ時ニハ、此ノ法律ノ適用ハナイモノダラウト私ハ解釋致シマス

思ヒマス、私ハ新聞、雜誌、出版等ノ用紙ノ配給ハ、是コソ極メテ民主的ナ形ニ、納得ノ行キヤウナ方法ニ於テ配給サレナケレバナラス、他ノ物資モ勿論サウデアリマスケレドモ、斯カルモノハ特ニ其ノ意ヲ用ヒナケレバナラヌ、斯様ニ考ヘマシテ、或ハ是ト似タモノデ——今我々ハ目先ノ食フニ困ツテ居ル、色ニ生産ニ困ツテ居ルカラ、議會ノ聲ハ餘リ文化方面ニナイノデアリマス、ソコデソノ貴衆兩院ノ中ニ文化ニ關スル議論ガモツト盛ンナリマシテ、其ノ結果或ハ文化委員會トカ云ツタヤウナモノガ、内閣若シハ兩院内ニ設ケラレマシテ、ソレニ依ツテ根本的ナル問題ヲ決メテ、其ノ結論トシテ、現業廳デアル商工省ハ紙ヲ扱ヒ、或ハ電波ニ付テハ「ラヂオ」ヲ遞信省ガ扱フ、或ハ映畫等ノ問題モソレゾレ所管ノ省ニ於テヤル、斯ウ云フコトガ必要デアルト云フ前提カラ、此ノ紙ノ問題ヲ取上ゲタコトガアルノデアリマス、勿論紙ノ配給ノ實施ハ商工省自ラ今日モ致シ、將來モ致シ譯デアリマスガ、其ノ基本ヲ内閣デ決メテ貰ヒタイ、是ガツイ間違ヘラレマシテ、舊情報局ノ復活、戰時中アツタヤウナ思想ノ統一トカ、干渉ノヤウナコトニソレヲ復活スルノデハナイカトノ疑ヒガ若干アツタコトハ甚ダ遺憾デアリマシテ、私ノ企テントスル所トハ概ネ反對ナ方向デアリマス、爾今、只今御尋ネ

タイト思ヒマス(拍手)マダ是ハ總テガ
未決定デアリマスカラ、其ノ邊ハ十分
善處致シマス、唯紙ノ問題ハ一時内閣
ノ方テ私ノ希望ヲ取上ゲテ下サイマシ
テ、サウ云フ根本方針ヲ決メヨウト云
フコトダケガ閣議ヲ諒解ヲ得タノデア
リマスガ、今後ニ於キマシテ、ソレヲ
モット明瞭ニ措置シテ行キタイ、斯様
ニ考ヘテ居ル次第デアリマス

尙ホ生産「サボ」ニ關シマシテハ、先
般各商工局地域ニ於キマシテ生産監査
委員會ヲ設ケマシテ、ソレニ於テ當該
地區ニ於ケル生産狀況ヲ監査シテ、サ
ウシテ特ニ生産「サボ」ノ弊ヲ發見シマ
ス時ハ、其ノ委員會ニハ勞働組合ノ代
表者ヲモ加ヘ、生産責任者ヲモ加ヘ、學
識經驗者ヲモ加ヘタ其ノ委員會ニ於キ
マシテ決定ヲ致シタイ、サウシテ之ヲ

「サボ」ト認ムルト云フヤウナコトヲヤ
ツテ行キタイ、斯様ヲ構想ヲ持ツテ居
ルヤウナ譯デアリマス、併シ直接此ノ
法律トハ關係ハアリマセヌノデ、此ノ
法律カラ行キマシレバ、命令ハ只今閣
國務大臣ガ仰セラレタヤウニ出來マス
ケレドモ、ソレハ實ニ當該生産ノ緊要
ナルモノニ限ツテヤル譯デアリマシ
テ、直接ニ生産「サボ」ニ關シテ命令ヲ
發スルト云フ意味トハ、少シ其ノ邊ニ
懸ケ難レタ事情ガアル譯デアリマスル
カラ、其ノ邊ヲ御諒承願ヒタイト存ジ
マス(拍手)

○田中伊三次君 重ネテ質疑ヲ致シマ
セヌガ、答辯漏レガアリマス、私ガ非

常ニ重點ヲ置イテ質疑ヲシタ中ニ、内
閣ノ閣議ト安定本部トノ關係如何ト云
フコトニ付テ質疑ヲシテ居ル譯デアリ
マス、大體私ハ内閣總理大臣ニ出席ヲ
求メテアル、既ニ數日前デアアル、内閣
總理大臣ガ出ラレナイナラバ、内閣總
理大臣ニ代ルベキ他ノ國務大臣ガ出
テ、斯ウ云フ重要問題ニ付テハ答辯ヲ
ナサルコトガ、我が院議ヲ尊重スル所
以ト思フ、一體衆議院ニ提案ヲシテ居
ル所ノ法案ニ付テ審議ガ行ハレテ居ル
ニ拘ラズ、内閣總理大臣ガ出席ヲ求メ
ラレテ登場シナイ、之ニ代ルベキ者ガ
之ニ代ツテ答辯ヲシナイト云フガ如キ
ハ、今後ニ於ケル惡例ヲ貽ス處ガアル
ト思フノデアリマス、國務大臣カラ
ラ、此ノ點ニ關シテ能ク御考ヘノ上デ
御答辯ヲ戴キタイト思ヒマス

〔國務大臣(藤田之助)登壇〕

○國務大臣(藤田之助) 答辯漏レガ
アリマシタノデ、御答ヘヲ重ネテ致シ
マス、勿論安定本部ガ研究シマシタモ
ノモ閣議ニ掛ケテ、閣僚ノ意見ヲ交換
シ、茲ニ決定ヲ求ムルコトハ當然デア
リマス、但シ意見ノ不一致ガアリマシ
タ際ニ、安定本部總裁トシテノ御考ヘ
ハ別ニ出來得ルコトト存ジマス、其ノ
際ニ安定本部ノ總裁デアアル總理大臣
ハ、各省ニ指揮命令スルコトガ出來ル
ノデアリマシテ、其ノ間ニハ一點ノ疑
義モナイト存ジマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 是ニテ質疑ハ終了
致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ

委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○山口喜久一郎君 本案ハ議長指名四
十五名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望
ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○山口喜久一郎君 此ノ際飯國壯三郎
君外七名提出ノ國民健康保險ニ關スル
質問ヲ許可セラレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ動議ニ御
異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メ
マス、質問一、國民健康保險ニ關スル
質問ヲ許可致シマス——提出者飯國壯
三郎君

一 國民健康保險ニ關スル質問
(飯國壯三郎君外七名提出)

國民健康保險ニ關スル質問主意書
右成規ニ據リ提出候也
昭和二十一年九月三日
提出者 飯國壯三郎外七名

國民健康保險ニ關スル質問主
意書

國民健康保險制度ハ昭和十三年一般
庶民大衆ノ傷病ノ危險ヲ保障シ、療
養ト靜養ノ機會ヲ與ヘ、經濟的負擔
ヲ輕減シ、其ノ生活ノ安定ヲ期スル

ト共ニ、健康ノ保持増進ヲ圖ルヲ目
的トシテ制定セラレタルニ拘ラズ、
財政難ト事業難ノ爲メ維持經營困難
ヲ極メツツアリテ、我が國民健康保
險上前途憂心ニ堪ヘザルモノアリ。

一、大藏大臣ハ右健康保險國庫補助
金ヲ増額スル意思アリヤ否ヤ
二、厚生大臣ハ社會政策ノ一環トシ
テ此ノ國民保險制度ヲ強化シ、複
雜多岐ナル各種保險制度ヲ、國民
健康保險ヲ中心トシテ統合整理ス
ルノ意思アリヤ否ヤ

三、醫療藥品、衛生材料等ノ確保ヲ
圖ルト共ニ、社會保險診療ノ實績
ヲ基準トスル配給ノ實現ヲ期スル
ノ意思アリヤ否ヤ
右及質問候也

〔飯國壯三郎君登壇〕

○飯國壯三郎君 私ハ本院各黨ヲ代表
致シマシテ、國民健康保險制度ノ刷新
ニ付テ、厚生大臣並ニ大藏大臣ニ質問
ヲ致シタイト思ヒマス

國民健康保險制度ハ、昭和十三年一
般庶民大衆ノ傷病ノ危險ヲ保障シ、療
養ト靜養ノ機會ヲ與ヘ、經濟的負擔ヲ
輕減シ、其ノ生活ノ安定ヲ期スルト共
ニ、又健康ノ保持増進ヲ圖ルコトヲ目
的ト致シマシテ、創立セラレタモノデア
リマシテ、現在ニ於テハ組合數全國ニ
於テ一萬三百ヲ超エ、被保險者數實ニ
四千百萬人ニ垂ントスル社會厚生施設
トシテ、我が國最大ノ國民的組織デア
ルノデアリマス、國民生活ノ苦惱感、

深刻化シツ、アル敗戦ノ今日、當組合
ノ責務タルヤ洵ニ重大デアルト存ズル
ノデアリマス、然ルニ實情ハ、殆ド例外
ナク財政難ト事業難ノ爲メ、其ノ維持
經營ハ困難ヲ極メ、今ヤ存續力解散カ
ノ岐路ニ立ツテ居リ、其ノ果スベキ機
能ヲ最高度ニ發揮スベキ今日ニ於テ、
動搖沈滞ヲ極メテ居ルト云フ事實ハ、國
家ノ再建ノ途ニ於テ實ニ憂フベキ事
象デアルト言ハナケレバナリマセヌ、

是ニ於テカ本制度刷新強化ノ聲ハ、日
ヲ逐ウテ熾烈化致シマシテ、今ヤ無視ス
ルコトノ出來ナイ全國的運動トシテ展
開サレ、全國町村長、町内會幹部、組
合當局等ヲ代表者トシテ、本議會ニ
提出セラレタル請願正二十四件ニ達
シ、紹介議員亦各所屬政黨ヲ網羅シテ

六十名ニ及ビ、又建議案トシテ、自
由、進歩兩黨及ビ社會黨所屬各、全議
員ノ贊成ニ依ツテ提出サレテ居ルコト
ハ既ニ御承知ノ通りデアリマス、然ル
ニ政府當局ヨリ、本問題ノ取扱ニ對
シ、未ダ的確ニシテ明瞭ナル御意見ノ
開陳ナキハ、此ノ上モナキ遺憾ニ存ズ

ル次第デアリマス(拍手)民主主義議會
政治ガ國民ノ政治デアリ、國民ノ爲ノ
政治デアラナラバ、政府ハ澎湃トシテ
盛上ツタ此ノ大キナ輿論ノ叫ビト熱烈
ナル欲求ニ對シ、須ラク速カニ其ノ態
度ヲ明確ニシ、以テ民心ノ赴ク所ヲ明
示セラレンコトヲ切望スルモノデアリ

マス(拍手)

私ガ本日兩大臣ニ特ニ質問セントス

ル所以モ全ク茲ニアルノデアリマシ
テ、御答辯ヲ得ントスル事項モ、右多
數ノ諸議及ビ建議案ニ於テ皆採リニ
シテ要望シテ居ル其ノ諸事項ニ付テデ
アリマス、即チ大藏大臣ニ對シマシテ
ハ、國民健康保險補助金ヲ本年度
ヨリ調期ニ増額セラレ、以テ組合ノ
現狀ヲ救済シ、是ガ健全ナル發達育成
ヲ圖ラル、意思アリヤ否ヤ、若シ増額
セラル、トスレバ、其ノ金額ト方法ヲ
明瞭ニ御示シテ願ヒタイノデアリマス
厚生大臣ニ對シマシテハ、第一ニ今
後益々高度化スベキ社會政策ノ一環ト
シテ、此ノ國民健康保險制度ヲ發達強
化セシムル熱意ヲ有セラル、ヤ否ヤ、
其ノ爲ニ既ニ國民ノ間ニ支配的デア
ル所ノ、現行ノ複雑多岐ナル各種社會保
險制度ヲ國民健康保險ヲ中心トシテ統
合整理スル意思ト決意ガオアリデア
ルカドウカ(拍手)

第二ニ國民健康保險ノ診療ヲ擔當ス
ル現行社會保險制度ヲ再檢討シ、其
ノ合理化ヲ圖ル御意思アリヤ否ヤ、即チ
現行ノ國民健康保險ニ對シ、一部保險
醫ノ非協力ガ問題トナリ、組合事業ノ
健全ナル發達ヲ阻礙シテ居ルト云フ聲
ガ高クノデアリマスガ、元來病者ノ
アルコトニ依ツテ成立ツ醫業ト、病マ
ザルコトニ依ツテ國民生活ヲ改善シヨ
ウトスル社會保險ト、其ノ間ニ勢ヒ本
質的ニ摩擦ガ生ジヨウトスルノハ理ノ
當然デアリカト思フノデアリマス、
之ヲ矯正致シマスニハ、組合ガ其ノ直
營ノ診療機關ヲ急速ニ且ツ組織的ニ施
設シ、開業醫ト二本建ト致シマシテ、
ソレハ其ノ特色ヲ生カシテ、事業ノ
圓滿ナル運行ヲ圖ルヤウ改善セラルベ
キダト考ヘテ居ルノデアリマスガ、大
臣ノ之ニ對スル御意向ヲ承リタイノデ

アリマス

第三ニ醫藥藥品、衛生材料等ノ確保
ヲ圖ルト共ニ、社會保險診療ノ實績ヲ
基準トスル配給ノ實現ヲ急速ニ圖ラル
ル御意思ガアルカドウカ、特ニ組合直
營ノ診療機關ニ對シテ、配給ノ確保ヲ
講セラレル御意向ガアルカドウカ、以
上ノ三點ヲ厚生大臣ニ御尋ね致シマス
右ノ各事項ハ既ニ諸議委員會ニ於
テ、或ハ建議委員會ニ於テ、各提案者
ヨリ説明シ盡サレテ居ルト思ヒマスノ
デ、私ハ茲ニ其ノ重複ノ煩ヲ避ケタイ
ト思フノデアリマスガ、特ニ此ノ機會
ニ強調シテ置キタイト思ヒマスコト
ハ、國民健康保險組合ガ、組合員ノ相
互扶助、共存共榮ノ立場カラ自主的ニ
運営サレナケレバナラスコトハ當然デ
アリマス、併シナガラ他面醫療ノ改善
乃至國民ノ健康ノ保持、勤勞力ノ保全
尊重ガ國家ノ責任ニ於テナサレナケレ
バナラナイコトハ、曩ニ政府當局ガ辯
明サレテ居ル所ヲ見テモ明カデアリマ
ス、特ニ現狀ノ如ク、正直ナル一般庶
民ハ「インフレ」ノ波ニ揉マレ、且々ノ
生活苦ニ呻吟シテ居ル時、政府ハ一段
ノ關心ト責任ヲ以テ、醫療ノ社會化、
民主化ト、國民ノ健康保持ニ一層ノ努
力ヲ傾倒セラルベキノ時デアルト確信
スルモノデアリマス、國民健康保險組
合ハ元來任意設立セシメル形式ニナツ
テ居リマスガ、地方長官ノ必要ト認メ
ル場合ハ強制設立モ可能デアリマシ
テ、爲ニ事實ハ彼ノ戰時下ノ強力ナ政
治力ノ下ニ、半バ強制的ニ指導設立セ
ラレタモノガ非常ニ多クデアリマ
ス、又設立當時ハ、組合事務費ノ三分
ノ一、即チ約三三%位ノ國庫補助ガ支
給セラレテ居タノデアリマスガ、昭和
十九年ニ於テハ二四%ニ低トシ、昭

和二十一年度、即チ本年度ハ、療養ノ
給付豫定額十六億七千七百萬圓ニ對
シ、政府補助豫定額七千六百萬圓ハ、
實ニ事業費ノ僅カ五%ノ計算トナツテ
居リマス、爲ニ終戦後「インフレ」ノ
急調ノ下ニ、組合診療費ノ値上ヲ主因
トスル諸經費ノ膨脹ハ、昭和十九年度
世帯一戸當リノ保險料十九圓七十六錢
ガ、本年度ニ於テハ一躍其ノ約十倍ニ
相當スル百八十三圓ニ急騰スルコトト
ナリ、斯クテ全國組合ハ崩壊ノ運命ニ
曝サレルニ至ツタノデアリマス、國民
健康保險制度ハ、昭和十三年、時ノ政府
ガ其ノ抱懷スル社會的理想顯現ノ爲ニ、
進歩的ニ之ヲ制定シ、是ガ實施ニ當ツ
テハ前述ノ如ク半バ強制的ニ指導設立
セシメラレ、又本案ガ付議セラレタ第
七十三回帝國議會ニ於テ、我が衆議院
ハ、政府ハ將來國庫補助金ヲ増額シ、
國民健康保險組合ノ普及促進ヲ圖ルベ
シトスル附帶決議ヲ附シテ、是ガ協賛
ヲナシテ居ルノデアリマス、斯カレバ
史ヲ有シ、我が國最大ノ國民の組織ト
シテ今日ノ大ヲ成シタルニ拘ラズ、如
何ニ國事多難、財政逼迫セリトハ言
ヘ、斯カル熾烈ナル國民の要請ヲ無視
シ、又院議ヲモ尊重セズ、其ノ最モ機
能ヲ發揮活用スベキ重大ナル今日ニ於
テ之ヲ見殺シトシ、解散ノ憂目ニ曝
シ、正直ニシテ眞面目ナル庶民大衆
ヲ、飢饉線上ヨリ更ニ醫療ノ機會ヲ奪
ヒ、以テ生存スラ不安ナル泥潭ノ中ニ
追ヒ落サントスルコトハ、我等國民ノ
代表者トシテ斷ジテ默視シ得ザル所デ
アリマス(拍手)生命ヲ保持シ、一日モ
長ク生存スルベシトスルハ、人間ノ本能
デアリ、人類ノ欲求デアリマス、然レ
ニ貧シキガ故ニ天壽ヲ全ウシ得ナイ者
ガアリトスレバ、正シキガ故ニ生存ノ

不安アリトスル者ガアルトスレバ、之
ニ勝ル人生ノ不幸ト人類ノ悲劇ハナイ
ノデアリマス(ヒヤノ)貧シキモ富
メルモ、共ニ醫療ニ對スル機會均等ヲ
與ヘラレ、傷病ニ對スル安全ノ保障ガ
確保セラレテこそ、勤勞大衆ノ生産意
欲ハ揚リ、新生日本ノ建設ノ「リズム」
ハ高ラカニ奏デラレデアリマセウ
(拍手)此ノ意味ニ於テ、國民健康保險
制度ノ根本的ナ強化刷新ト、組合ノ調
達ナル積極的運営こそ、食糧對策ト共
ニ政府ノ重要ナル施策ノ一ツデナケレ
バナラナイト存ジマス、又新憲法法案
ノ精神章條ニ照ラシマシテモ、大イニ
是ガ擴大強化ヲ圖ラナケレバナラナイ
ト信ジマス、然レニ本問題ノ取扱ノ經過
ヲ見マス、率直ニ申上ゲマシテ、政
府當局ニ熱意ガ足ラナイノデハナイカ
トノ疑ヒナキヲ得ナイノハ甚ダ残念至
極デアリマス、元來如何ニモ尤モナ理
由ヲ附シテ、自己ノ新シイ企畫ヲ主張
強制シ、自ラハソレヲ功績トシテ他
ニ榮轉シ、後繼者ハ是ガ遂行ニ一貫性ト
熱意ヲ缺キ、新タニ自己ノ施策ヲ案出
強行シテ敢テ顧ミナイト云フノガ、戰
時中中央地方ヲ通ジマシテ、軍閥官僚
ノ惡弊ノ最大ナルモノ一ツトシテ、常
ニ國民カラ非難サレテ居ツタコトハ、
政黨ニ籍ヲ有セラル、太藏、厚生兩大
臣ノ既ニ熟知セラレテ居ルコトト存
ジマス、本制度モ斯カル思
想、陋習ノ犠牲トナラザルヤウ、十分
ノ御戒心ヲ以テ、國家及ビ國民ノ爲メ
是ガ健全ナル育成ヲ御願ヒシタイト思
フノデアリマス、以上ヲ以テマシテ、
兩關係大臣ノ誠意アル御答辯ヲ承リタ
イト存ジマス(拍手)

○國務大臣(石橋湛山君) 只今ノ御尋
ネニ御答ヘ致シマス、私ハ元來國營醫
業ノ擴張論者デアリマスカラ、私個人
トシテ此ノ健康保險組合問題ニハ十分
ナ理解ヲ持ツテ居ル積リデアリマス、
又本議院ニ於ケル御意思モ大體分ツテ
居リマスカラ、豫テ要求ノアリマス健
康保險組合ニ對スル補助金ノ増額ハ、
其ノ金額ハ定メテ居リマセヌデシタ
ガ、了承ヲ致シテ居リマシタ、但シ健
康保險組合ノ實情ハ、非常ニ優秀ナ組
合ガアリ、又サウデナイノモアルヤウ
ニ見受ケマス、又今マデノ補助金ノ給
與ノ仕方ガ、果シテ宜カツタカドウカ
ト云フコトニモ私ニハ多少ノ疑問ガア
リマス、健康保險組合ノ今後ノ發展ニ
十分ナ、何ト申シマスカ筋金ヲ入レテ
欲シイ、サウ云フコトヲ以テ厚生省ト
交渉致シマシテ、今後ノ保險組合ノ經
營ニ付キマシテ、厚生省カラ具體的ナ
色、ナ御保證ヲ得マシタノデ、非常ニ
私トシテ感謝シマシテ、最近ニ至リマ
シテ補助金ノ増額ヲ決定致シマシタ、
是ハ追加豫算ニ計上致シマスカラ、未
ダ御審議ヲ煩ハス段取ニナツテ居リマ
セス、隨テ豫算提出前ニ金額ヲ申スコ
トモ如何カト思ヒマスケレドモ、大體
一億五千萬圓程度ノ追加豫算ヲ計上致
ス考ヘテ持ツテ居リマスカラ、左様ニ
御諒承ヲ願ヒマス(拍手)

○國務大臣(河合良成君) 只今國民健
康保險ニ對スル非常ニ御熱意ノアル御
質問ニ接シマシテ、又私ノ手許ニモ實
ハ千數百通ノ電報ヲ受取ツテ居ルヤウ
ナ次第デアリマス、澎湃ナル國民ノ
輿論ノ前ニ、私共ハ今マデノヤリ方ノ
餘リ巧クナカツタコトハ甚ダ慚愧ニ堪
ヘナイト共ニ、將來ニ向ツテ力強クヤ
ルド云フコトノ決意ヲ皆サシノ前ニ表

明スル次第アリマス（拍手）只今ハ又大蔵大臣カラ、一億五千萬圓ノ追加豫算ノ御承諾ノ聲明ヲ得マシテ、愈々勇氣百倍デアル積リデアリマス

現狀ヲ申シマス、先程御質問ニアリマシタ通り段々増加シマシテ、昭和十九年ニハ三億圓バカリノ事業費デアリマシタガ、二十年ニハ五億圓、今年度ニハ二十億圓位ニナリマシテ、其ノ中ノ十五億圓位ハ診療費ニ使フ積リデ居リマス、中々保險制度トシテハ大キナ分野ヲ占メル仕事ニナリツ、アリマス、ソレデ大體ハ申スデモナク社會保險ノ一環ヲ成スモノデアリマシテ、此ノ社會保險全體ノ體系ニ付キマシテハ、只熱心ニ社會保險調査會ニ於テ調査シテ居リマスガ、段々失業保險其ノ他ノ成案モ出來マスノデ、出來ルダケ早ク、出來次第ノモノカラ、次期議會ニハ間合ヒマセヌガ、暮ノ議會ニ提案スル積リデ居リマス、サウシテ其ノ中ニ勿論此ノ國民健康保險ヲ太キ線トシ、之ヲ母體トシマシテ、醫療普及ノ面ニ於ケル疾病保險トシテ、之ヲ根柢ニシテ行キタイト云フ考ヘデ居リマス、此ノ制度ハ各國ニモ稀ナ特長ヲ持ツテ居ル制度デアリマシテ、是ハドウシテモ強力ニ發展サシテ行カケレバナラヌト云フ考ヘデ居リマス、具體的ノ方法トシマシテハヤハリ現行ノ地域的組合制度ヲ強化シマシテ、サウシテ各種ノ保險ヲ適當ニ之ニ統合整理致ス積リデアリマス、又直營診療所ノ不足ト云フコトガ非常ニ問題ニナツテ居ルヤウデアリマスガ、是ハ從來ノ方針カラ一步進メマシテ、必要ナ場所ニハ適當ニ直營診療所ヲ設ケル方針ニ致シマス、但シ各地ノ事情ガアリマスカラ、各府縣ニ委員會ヲ設ケテ、其ノ職

ヲ經テ作ルト云フ考ヘデアリマス、尙ホ補助金ノ増額、交付ノ方法等ニ付キマシテモ改善致シマシテ、只今ハ被保險者數ヲ基準トシテ居リマスガ、今後ハ保險ノ給付費ヲ基準トシテ補助費ヲ給付スル見込デアリマス、又御尋ネノ醫療藥品トカ、衛生材料ノ點デアリマスガ、是ハ只今全體ニ於テ不足ノ狀況デアリマシテ、此ノ原料ノ輸入及ビ製品ノ輸入ヲ只今懇請致シテ居リマシテ、是ガ出來マスレバ相當ノ程度ニ於テ増加スルコトト思ヒマス、併シ其ノ分ケ方ニ付キマシテ、只今御指摘ノ組合ノ事業ト云フモノヲ基準ニシテ分ケル、此ノ組合ノ事業タケ分ケマシテハ、一般ノ開業ノ方ニモ差支ヘマスノデ、出來ルダケ此ノ組合ノ事業ノ大キサト云フモノヲ參酌シマシテ、適當ニ配分致ス積リデアリマス

○山口喜久一郎君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日程第三及第四ノ兩案ヲ繰上ゲ一括上程シ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長（山崎猛君） 山口君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長（山崎猛君） 御異議ナシト認メマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレマシタ——日程第三、電氣事業法の一部を改正する法律案、日程第四、石炭及コークス配給統制法の一部を改正する法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス——星島商工大臣

第三 電氣事業法の一部を改正する法律案（政府提出、貴族院送付）

第四 石炭及コークス配給統制法

の一部を改正する法律案（政府提出、貴族院送付） 第一讀會

電氣事業法の一部を改正する法律案

電氣事業法の一部を、次のやうに改正する。

第一條第二號及び第三號を次のやうに改める。

二 前號ノ事業ニ電氣ヲ供給スル事業

第十五條ノ二 電氣ヲ使用スル爲ノ器具、機械其ノ他電氣用品ノ效用ノ増進又ハ危險ノ防止ニ關スル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十五條ノ三 主務大臣ハ電氣ノ需給ヲ調節スル爲必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣事業者又ハ電氣使用者ニ對シ地域、用途又ハ其ノ他ノ事項ヲ指定シテ電氣ノ供給若ハ使用ヲ制限シ又ハ其ノ制限ノ爲必要ナル措置ヲ命ズルコトヲ得

第十六條第二項、第二十一條及び第二十六條ノ二第二項中「第一條第一號又ハ第三號」を削る。

第十七條第二項を同條第三項とし、同條第一項中「電氣事業者」を「第一條第二號ノ電氣事業者」に改め、同項を第二項とし、同條第一項として左の一項を加へる。

主務大臣ハ第一條第一號ノ電氣事業者ノ電氣料金ヲ決定ス

第十八條 第一條第一號ノ電氣事業者ノ資本金額ノ變更及利益金ノ處分ノ決議ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

前項ノ電氣事業者社ノ取締役及監査役ノ選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十九條 電氣事業者社ノ社債權者ハ當該會社ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ヲ受クル權利ヲ有ス

前項ノ先取特權ノ順位ハ民法上ノ一般ノ先取特權ニ次グ

第二十四條 主務大臣ハ公益上必要アリト認ムル場合ニ於テハ電氣設備ノ效用ヲ増進シ又ハ電氣ノ需給ヲ調節スル爲電氣事業者又ハ第三十條第一項ノ規定ニ依ル電氣施設者ニ對シ左ノ事項ヲ命ズルコトヲ得

一 電氣工作物ノ施設、變更、共用者ハ貸借又ハ工事ニ關スル期間ノ伸縮

二 電氣ノ生産、供給、受入又ハ託送

前項ノ命令ニ因リ必要ヲ生ジタル工事費用ノ負擔其ノ他ノ事項ハ關係電氣事業者又ハ第三十條第一項ノ規定ニ依ル電氣施設者間ノ協議ニ依ル協議調ハズ又ハ協議ヲ爲スコト能ハザルトキハ主務大臣之ヲ決定ス

第二十五條ノ二 電氣事業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ事業設備ヲ譲渡シ又ハ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲スコトヲ得ズ

第二十九條第一項中「第一條第一號又ハ第三號ノ事業」を「電氣事業」に改める。

第三十一條第二項中「及第三十五條乃至第三十八條」を「第三十四條乃至第三十七條、第三十九條及第四十條」に改める。

第三十二條 主務大臣ノ諮問ニ應ジ又ハ其ノ諮問ヲ俟タズシテ電氣事業ニ關スル重要事項ヲ調査審議スル

ル爲中央電氣委員會ヲ置ク
中央電氣委員會ハ電氣事業ニ關スル事項ニ付關係大臣ニ建議スルコトヲ得
主務大臣ハ發電及送電ノ豫定計畫若ハ電氣料金ニ關スル事項ノ決定又ハ第十五條ノ三、第二十四條第一項、第二十六條ノ二第一項若ハ第二十八條第一項ノ規定ニ依ル命令若ハ處分ニシテ重要ナルモノニ付テハ中央電氣委員會ノ議ヲ經ベシ

第三十二條ノ二 中央電氣委員會ハ電氣事業者（法人ナルトキハ其ノ代表者）、電氣事業從業者、電氣使用者（法人ナルトキハ其ノ代表者）、貴族院議員、衆議院議員、學識經驗者及關係各廳官吏ノ中ヨリ命ゼラレタル委員並ニ委員ノ互選ニ依ル委員長ヲ以テ之ヲ組織ス

中央電氣委員會ニハ專門委員其ノ他必要ナル職員ヲ置クコトヲ得

第三十二條ノ三 地方ニ於ケル電氣ノ需給ノ調節、電氣ノ普及又ハ電氣施設若ハ電氣供給業務ノ改善其ノ他電氣事業ノ運営ニ關シ行政官廳ノ諮問ニ應ズル爲地方電氣委員會ヲ置ク

第三十二條ノ四 中央電氣委員會又ハ地方電氣委員會ハ電氣事業者ニ對シ必要ナル資料ノ提供又ハ閲覧ヲ求ムルコトヲ得

第三十二條ノ五 前四條ニ定ムルモノノ外中央電氣委員會及地方電氣委員會ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條 第三條第一項ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ電氣事業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條第二項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ同條第一項ノ書類ニ掲グル事項中重要ナルモノヲ變更シタル者

二 第十六條第一項ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ供給事業ノ全部又ハ一部ヲ休止シ又ハ廢止シタル者

三 第二十五條第一項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケズシテ事業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡シタル者

四 第二十六條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケズシテ合併ヲ爲シタル者

五 第二十六條ノ第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第三十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第五條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケズシテ工事ヲ施行シ又ハ電氣工作物ヲ使用シタル者

二 第十三條、第十五條ノ二若ハ第三十條第一項ノ規定ニ基キテ發スル命令又ハ第十七條第三項、第二十三條第二項若ハ第二十四條第一項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

三 第十五條第一項ノ規定ニ違反シテ電氣ノ供給ヲ拒ミタル者

四 第十五條ノ三ノ規定ニ依ル制限又ハ命令ニ違反シタル者

五 第十七條第二項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケズシテ電氣料金其ノ他供給條件ヲ設定シ又ハ變更シタル者

六 第二十一條ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケズシテ他ノ事業ヲ營ミタル者

七 第二十五條ノ二ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケズシテ事業設備ヲ讓渡シ又ハ所有權以外ノ權利ノ目的ト爲シタル者

第三十七條 第二十三條第一項ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ガ若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十八條 電氣事業者ノ承諾ヲ得ズシテ濫ニ電氣工作物ノ施設ヲ變更シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十九條 法人又ハ人ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第三十四條乃至第三十六條又ハ第三十七條後段ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免カルコトヲ得ス

第四十條 第三十四條乃至第三十六條及第三十七條後段ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附則

この法律施行の期日は、各規定について、勅令でこれを定める。

この法律施行前になした従前の規定に基く行為に對する罰則の適用については、従前の規定は、なほその效力を有する。

この法律施行前に従前の第十九條

の規定により拂ひ込んだ株金額を超えて募集した社債については、當分の間商法第二百九十七條の規定を適用しない。

電力管理法の一部を次のやうに改正する。

第五條 削除

配電統制令は、これを廢止する。

配電統制令廢止前に、同令による配電事業の統制のためにする經營を目的とする株式會社は、株式總會の決議により、主務大臣の認可を受け、その會社が、配電事業の統制のためにする經營を目的としない電氣事業會社となるについて必要な定款の變更その他の手續をすることができ

る。

前項の決議は、商法第三百四十三條の規定によらなければ、これをなすことができない。

第六項の認可を受けようとするときは、認可申請書に株主總會の議事録の謄本を添へなければならぬ。

配電統制令による配電事業の統制のためにする經營を目的とする株式會社（第六項の規定により、配電事業の統制のためにする經營を目的としない電氣事業會社となつたものを含む。）以下配電株式會社といふ。

の、同令第二條第二項又は第二十六條第一項の規定による出資又は讓渡をなした者に對する一定金額の支拂及び配電株式會社に對する法人税の輕減については、同令第三十四條の規定は、この法律施行後も、なほその效力を有する。

工場財團、鐵道財團又は軌道財團に屬するもので、配電統制令第四十五條の規定により、原財團に屬する

ものとされたものについては、同條の規定は、この法律施行後も、なほその效力を有する。

配電統制令第四十六條第一項の規定により供託した擔保及び同條第二項の質權については、同條の規定は、この法律施行後も、なほその效力を有する。

石炭及コークス配給統制法の一部を改正する法律案

石炭及コークス配給統制法の一部を次のやうに改正する。

第一條中「輸入業者及移入業者」を「輸入業者」に、「輸入業者は移入業者」を「輸入業者」に、「輸入業者又ハ移入業者」を「輸入業者」に、「輸入業者又ハ移入業者」を「輸入業者」に改める。

第二條第一項中「移入業者」を削る。

第五條中「若ハ移入業者」を削る。

第十二條第一項を次のやうに改め、同條第二項を削る。

社長、副社長及理事ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ受クルモノトシ其ノ任期ヲ四年トス

第十四條第一項中「輸入、移出及移入」を「及輸入」に改める。

第十五條 日本石炭株式會社ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ販賣ノ目的ヲ以テ日本石炭株式會社ヨリ石炭又ハコークスヲ買入ルル者ヲ指定スルコトヲ得

日本石炭株式會社及前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル者（以下指定販賣機關ト稱ス。）以外ノ者ハ販賣ノ目的ヲ以テ石炭若ハコークスヲ買入レ又ハ之ヲ賣渡スコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ

限ニ在ラズ

石炭又ハコークスヲ使用スル者ハ日本石炭株式會社及指定販賣機關以外ノ者ヨリ石炭又ハコークスヲ讓受クルコトヲ得ズ但シ命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十五條ノ二第二項中「若ハ移入業者」を削り、同條を第十五條ノ五とする。

第十五條ノ二 日本石炭株式會社ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケ指定販賣機關ニ對シ石炭又ハコークスノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

主務大臣ハ石炭又ハコークスノ配給ノ円滑又ハ價格ノ公正ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ指定販賣機關ニ對シ前項ノ指示ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ三 主務大臣ハ石炭又ハコークスノ需給調整上特ニ必要アリト認ムルトキハ石炭又ハコークスノ販賣スル者ニ對シ石炭又ハコークスノ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第十五條ノ四 主務大臣ハ石炭又ハコークスノ需給調整上特ニ必要アリト認ムルトキハ石炭又ハコークスヲ使用スル者ニ對シ石炭又ハコークスノ使用ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十三條ノ二を削る。

第二十六條 主務大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法ニ依ル職權ノ一部ヲ地方長官其ノ他地方官衙ノ長ヲシテ行ハシムルコトヲ得

第二十七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ日本石炭株式會社ヨリ其ノ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告

ヲ徴シ又ハ當該官吏ヲシテ其ノ事
業所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ
狀況若ハ金庫、帳簿書類其ノ他ノ
物件ヲ檢査セシムルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ當該官吏ヲシテ
臨檢檢査セシムル場合ニ於テハ命
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ身分ヲ示
ス證票ヲ携帯セシムベシ

附則
この法律は、公布の日から、これ
を施行する。
この法律施行後一箇月以内に、第
十二條第一項の改正規定により、株
主總會において社長及び副社長を選
任しなければならない。
この法律施行の際、現に日本石炭
株式會社の社長及び副社長の職にあ
る者については、前項の規定により
社長及び副社長が選任せられ、主務
大臣の認可があるまでの期間は、從
前の例による。

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以
下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル石
炭又ハコークスノ價格ノ三倍ガ五
萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ヲ當該價
格ノ三倍以下トス

國家總動員法ニ基テ配電統制令及ビ
電力調整令ノ二勅令ハ、來月十月一日
ヨリ失効スルコトナリマヌノデ、其
ノ中今後モ存置スルヲ適當ト認メラ
レ規定テ電氣事業法中ニ織込ムト同時
ニ、新タニ電氣委員會ニ關スル規定ヲ
設ケル爲メ、電氣事業法ヲ改正セント
スルモノデアリマス、其ノ要點ヲ申上
ゲマスレバ、次ノ通りデアリマス

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓
以下ノ罰金ニ處ス

第一ハ配電統制令ニ規定セラレタ配
電會社ニ關スル規定ノ一部ヲ電氣事業
法中ニ追加シヨウトスル點デアリマス、
配電會社ハ今後モ獨占ノ公益事業トシ
テ存続セシメル必要ガアリマスノデ、
政府ノ之ニ對スル監督及ビ保護ニ遺憾
ナキヲ期スル爲メ、電氣事業法ニ必要
ナル改正ヲ加ヘントスルモノデアリマ
ス

第三十八條ノ二 本州、北海道、四
國、九州及此等ノ附屬島嶼ト此等
ノ地域以外ノ地域トノ間ニ於テ行
ハル石炭又ハコークスノ取引其
ノ他ニ依リ移動ハ本法ノ適用ニ付
テハ之ヲ輸出又ハ輸入トス

第二ハ電力調整令中ノ必要ナル規定ヲ
織込ム點デアリマス、最近電力ノ需要
ハ急激ニ増加致シマシテ、渾水期ニ於
キマシテハ、渾水ノ程度及ビ發電用石
炭ノ入手狀況如何ニ依ツテハ、相當ノ
電力消費制限ヲスル必要ガアルノデア
リマス、我が國ノ水力發電ノ出力ハ、
渾水期ト豐水期トニ依リ著シイ差ガア
リマス關係上、今後モ渾水期ニハ電力
制限ヲ行ハネバナライ場合ガ多イト
豫想サレマスノデ、今回電氣事業法ヲ
改正シ、電力ノ消費及ビ供給制限ニ關
スル規定ヲ設ケヨウトスルモノデアリ
マス

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以
下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル石
炭又ハコークスノ價格ノ三倍ガ五
萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ヲ當該價
格ノ三倍以下トス

第三ハ電氣委員會ノ設置ニ關スル點
デアリマス、電氣事業ハ公益事業トシ
テ直接國民生活ニ對シ、又基礎産業ト
シテ廣ク各種ノ産業ニ對シ至大ノ關係
ヲ持ツテ居ルノデアリマスカラ、電氣
事業ニ關スル重要事項ニ付テハ、電氣
ニ關係アル各方面ノ意見ヲ十分ニ反映
セシメル必要ガアリマスノデ、此ノ際
從來ノ電力審議會及ビ電力調整委員會
ヲ廢止シテ、新タニ中央地方ニ電氣委
員會ヲ設ケ、今後新シイ見地ヨリ電力
問題ヲ審議スル機關トシテ活用シテ參
照ノ點ト考ヘルノデアリマス、以上電
氣事業法ノ一部を改正する法律案ノ上
旨ノ説明ヲ終リマス、何卒御審議ノ上
速カニ御協賛アラントコト切望致シ
マス

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓
以下ノ罰金ニ處ス

次ニ石炭及コークス配給統制法中改
正法律案ノ提案理由ヲ御説明致シマ
ス、石炭及ビ「コークス」ノ配給ニ關シ
マシテハ、石炭及ビ「コークス」ノ配給統制法
ニ基キ、全國一手元賣機關タル日本石
炭株式會社ヲシテ是ガ統制ヲ行ハ日本
炭參事タルデアリマスガ、戰後産業再
建ノ基礎タル石炭及ビ「コークス」ノ重
要性ト、其ノ需給關係逼迫ノ實情ニ鑑
ミテ、配給統制ノ必要ハ愈々加重セラ
レ、且ツ戰後ノ新事態ニ對處スベキ
諸般ノ必要ガ生ジマシタノデ、本法ニ
一部ノ改正ヲ加ヘントスルモノデアリ
マス

第三十八條ノ二 本州、北海道、四
國、九州及此等ノ附屬島嶼ト此等
ノ地域以外ノ地域トノ間ニ於テ行
ハル石炭又ハコークスノ取引其
ノ他ニ依リ移動ハ本法ノ適用ニ付
テハ之ヲ輸出又ハ輸入トス

改正ノ要點ヲ申上ゲマス、第一ハ
産業民主化ノ精神ニ即應スル爲メ改正
デアリマシテ、即チ先ヅ日本石炭株式
會社ノ社長及ビ副社長ノ政府任命ヲ止
メ、株主總會ニ於テ之ヲ選任シタル
後、主務大臣ノ認可ヲ受クルコト致
シマシタ、次ニ同様ノ趣旨カラ、社長

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以
下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル石
炭又ハコークスノ價格ノ三倍ガ五
萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ヲ當該價
格ノ三倍以下トス

第二ハ國家總動員法ニ基テ制定セ
ラレタ石炭配給調整規則及ビ「コークス」
配給調整規則ヲ此ノ際廢止シ、法令ヲ
簡略化スルト共ニ、配給統制ニ關スル
基本事項ヲ本法中ニ網羅セン爲メ改正
デアリマス、之ニ依リ日本石炭株式會
社ハ、石炭及ビ「コークス」ノ下請販賣
機關ヲ指定シ得ルコトナリマシタ、
隨テ日本石炭株式會社ト本指定ニ依ル
地方販賣機關以外ハ、原則トシテ石炭
又ハ「コークス」ノ販賣ヲナシ得ナイコ
トハ現在通りデアリマス、尙ホ右ニ附
帶致シマシテ、行政官廳ハ需給調整ノ
必要上、石炭又ハ「コークス」ヲ販賣ス
ル者、又ハ其ノ使用者ニ對シ必要
ナル命令ヲナシ得ルコト致シマシ
タリマス、他ニ若干點則チ改正
及ビ法文上ノ整理ガアリマスガ、
大要叙上ノ趣旨ニ於テ本法ヲ改
正シ、石炭及ビ「コークス」ノ配給統制ノ
使命達成ニ遺憾ナキヲ期セントスル次
第デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛
アラントコト切望致シマス

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓
以下ノ罰金ニ處ス

尙ホ此ノ機會ニ私トシテ甚ダ嬉シイ
御報告ヲサシテ戴キタイと思ヒマス、
一「トン」デモ多カレト願フ此ノ石炭ガ、
毎年八月ハ二割方減産スルノガ例デア
ルニ拘ラズ、今回ハ所定ノ百六十五萬
「トン」ヲ突破致シマシテ、百七十七萬
「トン」、殊ニ九州ハ八十八萬二千「ト
ン」ノ豫定ノ所ガ、百一萬九千「トン」ヲ出
シマシタ、本日極東委員會ニ於テギマシ
テモ、石炭問題ノ重要性ヲ取上ゲテ、
委員會ヲ審議サレタ此ノ時ニ、本日午
後此ノ入電ヲ得マシタノデ、取敢ズ嬉
シサノ餘リ報告申上ゲマス、殊ニ是ハ
主トシテ七月下旬ヨリ配給サレマシタ
特配ノ食糧、此ノ食糧ガ九州地方ニ參

第三十八條ノ二 本州、北海道、四
國、九州及此等ノ附屬島嶼ト此等
ノ地域以外ノ地域トノ間ニ於テ行
ハル石炭又ハコークスノ取引其
ノ他ニ依リ移動ハ本法ノ適用ニ付
テハ之ヲ輸出又ハ輸入トス

リマスルヤ、九州ノ労働組合ハ感謝決
議ヲ齎シテ、他ノ一般ニ缺配ガアル時
ニ、此ノ山ニ斯カル尊イ食糧ヲ加配サ
レタコトニ付ギマシテハ、此ノ上ハ時間
ヲ延バシテデモ必ズ増産致シマス、
二人ノ代表者ガ商工省ニ參リマシテ、
實ニ私ハ、昨今色々悲シムベキ問題ガ
多イ時ニ、非常ナ感激ヲ致シタ次第デ
アリマス、此ノ結果ガ此ノ數字トナツ
テ現ハレタ次第デ、特ニ此ノ機會ニ御
報告申上ゲラ次第デアリマス（拍手）
○議長（山崎猛君） 質疑ノ通告ガアリ
マス、之ヲ許シマス——山崎常吉君

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以
下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル石
炭又ハコークスノ價格ノ三倍ガ五
萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ヲ當該價
格ノ三倍以下トス

○山崎常吉君 昨今御提案ニナリ
マシタ議案ノ中、電氣事業ノ一部を改
正する法律案ニ付ギマシテ、日本社會
黨ヲ代表致シマシテ其ノ質疑ヲ行ヒタ
イト思ヒマス

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓
以下ノ罰金ニ處ス

本法案ハ電氣事業法ノ一部ヲ改正ス
ルト云フ法律案デアリマスケレドモ、
私ハ此ノ電氣事業法ノ骨子ニ觸レテ
二、三質問ヲ申上ゲテ見タイと思ヒマ
ス、此ノ電氣事業ハ、我が國ノ事業ノ
中デモ最重要ナル事業デアルコトハ
申上ゲルマデモモザイマセヌ、内容ニ
付キマシテモ數點ニ互ツテ御尋ネシテ
見タイと思ヒマスケレドモ、時間ガ許
サレマセヌノデ、簡單ニ四、五點ヲ質
問ノ骨子トシテ、詳細ハ委員會ニ於テ
質問ヲシタイト考ヘテ居リマス

第三十八條ノ二 本州、北海道、四
國、九州及此等ノ附屬島嶼ト此等
ノ地域以外ノ地域トノ間ニ於テ行
ハル石炭又ハコークスノ取引其
ノ他ニ依リ移動ハ本法ノ適用ニ付
テハ之ヲ輸出又ハ輸入トス

先ヅ第一點ハ、改メテ申上ゲルマデ
モナク、今石炭ノ問題ガ非常ニ重要性
ヲ帯ビテ取上ゲラレ、是ガ研究ニ全力
ガ盡サレテ居ルノデアリマス、此ノ石
炭ト電氣事業ハ、改メテ言フマデモナ
ク大キナ不可分ノ關係ヲ持ツテ居ルコ
トハ申上ゲルマデモモザイマセヌ、此
ノ石炭ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、又
水力ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、私
ハ水力ト石炭ノ問題ニ付ギマシテ御尋
ネシテ見タイと思ヒマス、我が國ノ石
炭ガコンナニ重要デアリ、此ノ我が國
ノ石炭ノ埋藏量が一體何時マデ續カ

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以
下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル石
炭又ハコークスノ價格ノ三倍ガ五
萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ヲ當該價
格ノ三倍以下トス

本法案ハ電氣事業法ノ一部ヲ改正ス
ルト云フ法律案デアリマスケレドモ、
私ハ此ノ電氣事業法ノ骨子ニ觸レテ
二、三質問ヲ申上ゲテ見タイと思ヒマ
ス、此ノ電氣事業ハ、我が國ノ事業ノ
中デモ最重要ナル事業デアルコトハ
申上ゲルマデモモザイマセヌ、内容ニ
付キマシテモ數點ニ互ツテ御尋ネシテ
見タイと思ヒマスケレドモ、時間ガ許
サレマセヌノデ、簡單ニ四、五點ヲ質
問ノ骨子トシテ、詳細ハ委員會ニ於テ
質問ヲシタイト考ヘテ居リマス

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓
以下ノ罰金ニ處ス

先ヅ第一點ハ、改メテ申上ゲルマデ
モナク、今石炭ノ問題ガ非常ニ重要性
ヲ帯ビテ取上ゲラレ、是ガ研究ニ全力
ガ盡サレテ居ルノデアリマス、此ノ石
炭ト電氣事業ハ、改メテ言フマデモナ
ク大キナ不可分ノ關係ヲ持ツテ居ルコ
トハ申上ゲルマデモモザイマセヌ、此
ノ石炭ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、又
水力ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、私
ハ水力ト石炭ノ問題ニ付ギマシテ御尋
ネシテ見タイと思ヒマス、我が國ノ石
炭ガコンナニ重要デアリ、此ノ我が國
ノ石炭ノ埋藏量が一體何時マデ續カ

第三十八條ノ二 本州、北海道、四
國、九州及此等ノ附屬島嶼ト此等
ノ地域以外ノ地域トノ間ニ於テ行
ハル石炭又ハコークスノ取引其
ノ他ニ依リ移動ハ本法ノ適用ニ付
テハ之ヲ輸出又ハ輸入トス

先ヅ第一點ハ、改メテ申上ゲルマデ
モナク、今石炭ノ問題ガ非常ニ重要性
ヲ帯ビテ取上ゲラレ、是ガ研究ニ全力
ガ盡サレテ居ルノデアリマス、此ノ石
炭ト電氣事業ハ、改メテ言フマデモナ
ク大キナ不可分ノ關係ヲ持ツテ居ルコ
トハ申上ゲルマデモモザイマセヌ、此
ノ石炭ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、又
水力ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、私
ハ水力ト石炭ノ問題ニ付ギマシテ御尋
ネシテ見タイと思ヒマス、我が國ノ石
炭ガコンナニ重要デアリ、此ノ我が國
ノ石炭ノ埋藏量が一體何時マデ續カ

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以
下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル石
炭又ハコークスノ價格ノ三倍ガ五
萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ヲ當該價
格ノ三倍以下トス

先ヅ第一點ハ、改メテ申上ゲルマデ
モナク、今石炭ノ問題ガ非常ニ重要性
ヲ帯ビテ取上ゲラレ、是ガ研究ニ全力
ガ盡サレテ居ルノデアリマス、此ノ石
炭ト電氣事業ハ、改メテ言フマデモナ
ク大キナ不可分ノ關係ヲ持ツテ居ルコ
トハ申上ゲルマデモモザイマセヌ、此
ノ石炭ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、又
水力ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、私
ハ水力ト石炭ノ問題ニ付ギマシテ御尋
ネシテ見タイと思ヒマス、我が國ノ石
炭ガコンナニ重要デアリ、此ノ我が國
ノ石炭ノ埋藏量が一體何時マデ續カ

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓
以下ノ罰金ニ處ス

先ヅ第一點ハ、改メテ申上ゲルマデ
モナク、今石炭ノ問題ガ非常ニ重要性
ヲ帯ビテ取上ゲラレ、是ガ研究ニ全力
ガ盡サレテ居ルノデアリマス、此ノ石
炭ト電氣事業ハ、改メテ言フマデモナ
ク大キナ不可分ノ關係ヲ持ツテ居ルコ
トハ申上ゲルマデモモザイマセヌ、此
ノ石炭ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、又
水力ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、私
ハ水力ト石炭ノ問題ニ付ギマシテ御尋
ネシテ見タイと思ヒマス、我が國ノ石
炭ガコンナニ重要デアリ、此ノ我が國
ノ石炭ノ埋藏量が一體何時マデ續カ

第三十八條ノ二 本州、北海道、四
國、九州及此等ノ附屬島嶼ト此等
ノ地域以外ノ地域トノ間ニ於テ行
ハル石炭又ハコークスノ取引其
ノ他ニ依リ移動ハ本法ノ適用ニ付
テハ之ヲ輸出又ハ輸入トス

先ヅ第一點ハ、改メテ申上ゲルマデ
モナク、今石炭ノ問題ガ非常ニ重要性
ヲ帯ビテ取上ゲラレ、是ガ研究ニ全力
ガ盡サレテ居ルノデアリマス、此ノ石
炭ト電氣事業ハ、改メテ言フマデモナ
ク大キナ不可分ノ關係ヲ持ツテ居ルコ
トハ申上ゲルマデモモザイマセヌ、此
ノ石炭ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、又
水力ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、私
ハ水力ト石炭ノ問題ニ付ギマシテ御尋
ネシテ見タイと思ヒマス、我が國ノ石
炭ガコンナニ重要デアリ、此ノ我が國
ノ石炭ノ埋藏量が一體何時マデ續カ

第三十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル
者ハ五年以下ノ懲役又ハ五萬圓以
下ノ罰金ニ處ス但シ犯罪ニ係ル石
炭又ハコークスノ價格ノ三倍ガ五
萬圓ヲ超ユルトキハ罰金ヲ當該價
格ノ三倍以下トス

先ヅ第一點ハ、改メテ申上ゲルマデ
モナク、今石炭ノ問題ガ非常ニ重要性
ヲ帯ビテ取上ゲラレ、是ガ研究ニ全力
ガ盡サレテ居ルノデアリマス、此ノ石
炭ト電氣事業ハ、改メテ言フマデモナ
ク大キナ不可分ノ關係ヲ持ツテ居ルコ
トハ申上ゲルマデモモザイマセヌ、此
ノ石炭ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、又
水力ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、私
ハ水力ト石炭ノ問題ニ付ギマシテ御尋
ネシテ見タイと思ヒマス、我が國ノ石
炭ガコンナニ重要デアリ、此ノ我が國
ノ石炭ノ埋藏量が一體何時マデ續カ

第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當ス
ル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五千圓
以下ノ罰金ニ處ス

先ヅ第一點ハ、改メテ申上ゲルマデ
モナク、今石炭ノ問題ガ非常ニ重要性
ヲ帯ビテ取上ゲラレ、是ガ研究ニ全力
ガ盡サレテ居ルノデアリマス、此ノ石
炭ト電氣事業ハ、改メテ言フマデモナ
ク大キナ不可分ノ關係ヲ持ツテ居ルコ
トハ申上ゲルマデモモザイマセヌ、此
ノ石炭ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、又
水力ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、私
ハ水力ト石炭ノ問題ニ付ギマシテ御尋
ネシテ見タイと思ヒマス、我が國ノ石
炭ガコンナニ重要デアリ、此ノ我が國
ノ石炭ノ埋藏量が一體何時マデ續カ

第三十八條ノ二 本州、北海道、四
國、九州及此等ノ附屬島嶼ト此等
ノ地域以外ノ地域トノ間ニ於テ行
ハル石炭又ハコークスノ取引其
ノ他ニ依リ移動ハ本法ノ適用ニ付
テハ之ヲ輸出又ハ輸入トス

先ヅ第一點ハ、改メテ申上ゲルマデ
モナク、今石炭ノ問題ガ非常ニ重要性
ヲ帯ビテ取上ゲラレ、是ガ研究ニ全力
ガ盡サレテ居ルノデアリマス、此ノ石
炭ト電氣事業ハ、改メテ言フマデモナ
ク大キナ不可分ノ關係ヲ持ツテ居ルコ
トハ申上ゲルマデモモザイマセヌ、此
ノ石炭ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、又
水力ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、私
ハ水力ト石炭ノ問題ニ付ギマシテ御尋
ネシテ見タイと思ヒマス、我が國ノ石
炭ガコンナニ重要デアリ、此ノ我が國
ノ石炭ノ埋藏量が一體何時マデ續カ

（國務大臣星島二郎君登壇）
○國務大臣（星島二郎君） 只今議題ニ
ナリマシタ電氣事業法の一部を改正す
る法律案ノ趣旨ヲ簡單ニ御説明申上ゲ
マス
國家總動員法ニ基テ配電統制令及ビ
電力調整令ノ二勅令ハ、來月十月一日
ヨリ失効スルコトナリマヌノデ、其
ノ中今後モ存置スルヲ適當ト認メラ
レ規定テ電氣事業法中ニ織込ムト同時
ニ、新タニ電氣委員會ニ關スル規定ヲ
設ケル爲メ、電氣事業法ヲ改正セント
スルモノデアリマス、其ノ要點ヲ申上
ゲマスレバ、次ノ通りデアリマス
第一ハ配電統制令ニ規定セラレタ配
電會社ニ關スル規定ノ一部ヲ電氣事業
法中ニ追加シヨウトスル點デアリマス、
配電會社ハ今後モ獨占ノ公益事業トシ
テ存続セシメル必要ガアリマスノデ、
政府ノ之ニ對スル監督及ビ保護ニ遺憾
ナキヲ期スル爲メ、電氣事業法ニ必要
ナル改正ヲ加ヘントスルモノデアリマ
ス
第二ハ電力調整令中ノ必要ナル規定ヲ
織込ム點デアリマス、最近電力ノ需要
ハ急激ニ増加致シマシテ、渾水期ニ於
キマシテハ、渾水ノ程度及ビ發電用石
炭ノ入手狀況如何ニ依ツテハ、相當ノ
電力消費制限ヲスル必要ガアルノデア
リマス、我が國ノ水力發電ノ出力ハ、
渾水期ト豐水期トニ依リ著シイ差ガア
リマス關係上、今後モ渾水期ニハ電力
制限ヲ行ハネバナライ場合ガ多イト
豫想サレマスノデ、今回電氣事業法ヲ
改正シ、電力ノ消費及ビ供給制限ニ關
スル規定ヲ設ケヨウトスルモノデアリ
マス
第三ハ電氣委員會ノ設置ニ關スル點
デアリマス、電氣事業ハ公益事業トシ
テ直接國民生活ニ對シ、又基礎産業ト
シテ廣ク各種ノ産業ニ對シ至大ノ關係
ヲ持ツテ居ルノデアリマスカラ、電氣
事業ニ關スル重要事項ニ付テハ、電氣
ニ關係アル各方面ノ意見ヲ十分ニ反映
セシメル必要ガアリマスノデ、此ノ際
從來ノ電力審議會及ビ電力調整委員會
ヲ廢止シテ、新タニ中央地方ニ電氣委
員會ヲ設ケ、今後新シイ見地ヨリ電力
問題ヲ審議スル機關トシテ活用シテ參
照ノ點ト考ヘルノデアリマス、以上電
氣事業法ノ一部を改正する法律案ノ上
旨ノ説明ヲ終リマス、何卒御審議ノ上
速カニ御協賛アラントコト切望致シ
マス
次ニ石炭及コークス配給統制法中改
正法律案ノ提案理由ヲ御説明致シマ
ス、石炭及ビ「コークス」ノ配給ニ關シ
マシテハ、石炭及ビ「コークス」ノ配給統制法
ニ基キ、全國一手元賣機關タル日本石
炭株式會社ヲシテ是ガ統制ヲ行ハ日本
炭參事タルデアリマスガ、戰後産業再
建ノ基礎タル石炭及ビ「コークス」ノ重
要性ト、其ノ需給關係逼迫ノ實情ニ鑑
ミテ、配給統制ノ必要ハ愈々加重セラ
レ、且ツ戰後ノ新事態ニ對處スベキ
諸般ノ必要ガ生ジマシタノデ、本法ニ
一部ノ改正ヲ加ヘントスルモノデアリ
マス
改正ノ要點ヲ申上ゲマス、第一ハ
産業民主化ノ精神ニ即應スル爲メ改正
デアリマシテ、即チ先ヅ日本石炭株式
會社ノ社長及ビ副社長ノ政府任命ヲ止
メ、株主總會ニ於テ之ヲ選任シタル
後、主務大臣ノ認可ヲ受クルコト致
シマシタ、次ニ同様ノ趣旨カラ、社長

リマスルヤ、九州ノ労働組合ハ感謝決
議ヲ齎シテ、他ノ一般ニ缺配ガアル時
ニ、此ノ山ニ斯カル尊イ食糧ヲ加配サ
レタコトニ付ギマシテハ、此ノ上ハ時間
ヲ延バシテデモ必ズ増産致シマス、
二人ノ代表者ガ商工省ニ參リマシテ、
實ニ私ハ、昨今色々悲シムベキ問題ガ
多イ時ニ、非常ナ感激ヲ致シタ次第デ
アリマス、此ノ結果ガ此ノ數字トナツ
テ現ハレタ次第デ、特ニ此ノ機會ニ御
報告申上ゲラ次第デアリマス（拍手）
○議長（山崎猛君） 質疑ノ通告ガアリ
マス、之ヲ許シマス——山崎常吉君
（山崎常吉君登壇）
○山崎常吉君 昨今御提案ニナリ
マシタ議案ノ中、電氣事業ノ一部を改
正する法律案ニ付ギマシテ、日本社會
黨ヲ代表致シマシテ其ノ質疑ヲ行ヒタ
イト思ヒマス
本法案ハ電氣事業法ノ一部ヲ改正ス
ルト云フ法律案デアリマスケレドモ、
私ハ此ノ電氣事業法ノ骨子ニ觸レテ
二、三質問ヲ申上ゲテ見タイと思ヒマ
ス、此ノ電氣事業ハ、我が國ノ事業ノ
中デモ最重要ナル事業デアルコトハ
申上ゲルマデモモザイマセヌ、内容ニ
付キマシテモ數點ニ互ツテ御尋ネシテ
見タイと思ヒマスケレドモ、時間ガ許
サレマセヌノデ、簡單ニ四、五點ヲ質
問ノ骨子トシテ、詳細ハ委員會ニ於テ
質問ヲシタイト考ヘテ居リマス
先ヅ第一點ハ、改メテ申上ゲルマデ
モナク、今石炭ノ問題ガ非常ニ重要性
ヲ帯ビテ取上ゲラレ、是ガ研究ニ全力
ガ盡サレテ居ルノデアリマス、此ノ石
炭ト電氣事業ハ、改メテ言フマデモナ
ク大キナ不可分ノ關係ヲ持ツテ居ルコ
トハ申上ゲルマデモモザイマセヌ、此
ノ石炭ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、又
水力ニ依ツテ電氣ガ發生セラレ、私
ハ水力ト石炭ノ問題ニ付ギマシテ御尋
ネシテ見タイと思ヒマス、我が國ノ石
炭ガコンナニ重要デアリ、此ノ我が國
ノ石炭ノ埋藏量が一體何時マデ續カ

ト云フコトニ付キマシテハ、限度ガアル筈ナドス、水力ニ至リマシテハ、天然資源ノ開發、此ノ開發ノ宜シキヲ得レバ何時モ續キ事業アルコトハ申上ゲルモゴザイマセズ、ニモ拘ラズ、御承知ノ如ク我ガ國ニ於キマシテハ、水力發電ノ事業ガソノ進ニ進居ナイノデヤナカト云フコトガ考ヘラレドヤナカト云フコトガ、水力發電ノ實情ハ、朝鮮、滿洲方面ヲ觀察シテ參リマシタガ、是ナルカナト云フヤウナ感ザシタノデアリマス、我ガ國ハ申上ゲルモデモナク高山ヲ控ヘマシテ、水力發電ニ付キマシテハ最モ惠マレタ實情ニアルニ拘ラズ、此ノ發電ガ有效ニ開發セラレナイノ遺憾ニ思ツテ居ルモノデゴザイマス、此ノ點ニ著眼シテシマシテ、水力發電ヲ有效ニ開發致シマスナラバ、我ガ國ノ石炭ノ前途ニ對シマシテモ相當ノ壽命ヲ續ケルコト出來マセウ、且ツ又洪水時ニ於テ農耕ニ對シマス所ノ水ノ利用モ、之ニ依ツテ達スルコト出來マセウ、又之ニハ食糧増産ノ一ツト致シマシテ、養魚場ノ設備モ之ニ依ツテ附隨スルコト出來マセウ、斯様ナ有利ナ天然資源ニ惠マレテ居リナガラ、ナゼ我ガ國ハ此ノ天然資源ヲ有效ニ取入レナイカト云フ點ヲ遺憾ニ思ツテ居ルモノデゴザイマス、當局ニ於キマシテハ此ノ水力發電ニ對シマシテドウ云フヤウナ御考ヘヲ持ツテ居ラレカ、之ヲ實行スル考ヘナキヤ如何ト云フコトガ先ツ御尋ネラヌ第一點デゴザイマス

其ノ經營ヲ任セ、各地ニ九箇所ノ發送電ノ子會社ヲ持ツテ居リマスガ、其ノ單價ノ實情ハ區々デアルト考ヘラレマス、或ハ電力料金ガ區々デアル、今ヤ電力事業ハ、國民生活ト、離レルコト出來ナイ密接ナ事業デアルコトハ言フマデモゴザイマセズ、斯様ナ事業ヲ營利ニ任セ置カゾヤナカト、國家ガ經營スベキデヤナカト、國營ニ移スベキデヤナカト云フコトガ考ヘラレタノデゴザイマス、此ノ點ハ當局ハ如何ナル考ヘヲ持ツテ居ラレカト云フノガ第二點デゴザイマス

更ニ電力料金ノ値上ヲスル考ヘハナイカト云フコトデアリマス、此ノ點ニ於キマシテモ、現在ノ物價水準カラ考ヘマス場合ニ、先ツ電力料金ガ一番安イ、併シ此ノ點ハ電燈料ノ問題其ノ他ニ付キマシテ、直チニ國民生活ニ影響ヲ及ボス問題デゴザイマスガ、現在ノ社會情勢ニ於キマシテハ、實ハ電力料金上ゲタ位デ、生活ニラン云フコトハ來サナイ所ノ水準ニアルト云フコトハ申上ゲルモデモナイ、所ガ是ガ逆ニ現在ノ實情ニ於キマシテハ、電燈配電ノ不整備ノ結果時々消燈ヲ來シマス、ソレガ爲ニ全國民ハ非常ニ難儀ヲシテ居ルコトハ申上ゲルモデモナイコトデアリマス、即チ「トラン」ノ不完全ノ結果、數時間モ數日間モ電燈ガ消エマシテ、結局ドウ云フコト出來ナイ、是ガ爲ニ蠟燭ヲ一本買ヘバ何圓モスルト云フヤウナ、斯様ナ實情ノ下ニ點燈者ハ非常ニ憊シテ居ルノデゴザイマス、私ハ總テ電燈事業、電力事業ノ完備ヲ期シマスノニハ、電力料金ノ値上ヲ致シマシテ、電燈設備ノ完備ヲ圖ラネバナラヌデヤナカト云フヤウナコトモ、議論ノ一ツトシテ考ヘラレド、ハナイカト思ヒマスガ、現在ノ場合、當局ハ電力料金ノ値上スルコトガ良イカ惡イカト云フコトハ別ト致シマシテ、電力料金ニ對シマシテノ方針ハド

ウ云フヤウナ工合ニ考ヘテ居ルカト云コトヲ御尋ネ致シタイト思ヒマス

〔社會黨ハソレデ宜イノカ〕共產黨ハドウダ「ト呼ブ者アリ」電燈料金ノ値上ノミデハゴザイマセズ、電力料金ノ値上ラミデハゴザイマセズ、此ノ點ハ一應御承知ノ預カリタイト思ヒマス、私ハ電力料金ノ値上ガ社會主義ニ反スルモノトハ考ヘマセズ、是ハ深ク研究シテ見ル必要ガゴザイマス

次ニ御尋ネシタイト思ヒマスノハ、先程商工大臣ヨリ御説明ニナリマシタ如クニ、今度電力協議會ト云フモノヲ廢シマシテ、中央ニ電力委員會ヲ設ケ、地方ニ電力委員會ヲ設ケト云フコトノ發表ガアリマシタ、我々ガ戴イテ居ル所ノ議案ノ中ニモソレガ出テ居リマスガ、是ガ果シテ民主的ノ委員會ニナリ得ル性質ノモノデアラカドウカト云フコトモ、私共ハ怪シマザルヲ得ナイノデアリマス、ヤハ此ノ電力委員會ガ、現在ノ現業員ヲ基礎ニ致シマシテ、ソレカラ一般民間カラ加ヘルト云フコトデアリマスナラバ、今マデノ委員會ト大差ハナイト思ヒマス、寧ロソレヨリハ惡ク招カユウナ結果ニナリハセスカト思ヒマス、其ノ理由ハ現在ノ發送電株式會社ノ中ニモ、ソレカラ地方發送電ノ中ニモ、相當ニ職權者ガ居ルコトガ考ヘラレド、相當ニ職權者ガ居ル委員會ガ出來ルノ致シマスナレバ、左様ナ今ノ發送電內ニ居ル職權者ヲ除外シテノ委員會ヲ作ラナケレバナラヌト思ヒマス、其ノ點ニ對シマシテノ心構ヘヲ私ハ十分御尋ネ致シタイト思ヒマス

次ニ技術者ノ養成ニ付テデゴザイマス、聞ク所ニ依リマセド、現在ノ電力事業ノ中ニ、又日本發送電ノ中ニ、電氣事業ニ對スル所ノ優レタ技能者ガ少イコトヲ遺憾トスルノ數キガゴザイマス、之ニ付キマシテ私ハ、斯様ナ時局ニ於キマシテ、茲ニ大量ノ技術者ヲ養成スル必要ガアリハセスカト思ヒマス

ス、斯様ナ點ニ付キマシテ大體御尋ネ致シタイトデゴザイマスガ、他ノ部分ニ付キマシテハ委員會ニ於テ十分御尋ネ申上ゲタイト思ヒマス、以上ノ點ニ付テ一應御説明ヲ願ヒマス

〔國務大臣星島二郡君登壇〕

○國務大臣(星島二郡君) 水力開發ノ重要ナコトハ、山崎ナ御指摘ノ通りデアリマシテ、我ガ國ノ包藏水力ハ御承知ノ如ク約二千萬キロワット「デアリマスガ、其ノ中約六百萬「キロワット」ガ今日マデ開發サレテ居リマシテ、尙ホ千四百萬「キロワット」ハ殘サレテ居リマス、之ヲ成ベク速カニ、而モ全國綜合的ナ計畫ノ下ニ開發シタイト思ヒマシテ、本年度ニ於キマシテ七箇所ノ地點ヲ選ンデ、貯水池ノ建設ノ準備命令ヲ發シタ次第デアリマス、併シ之ヲ以テ足レリトセズ、殊ニ石炭不足ノ今日、石炭ニ代ルニ電力ヲ以テ諸產業ヲヤリタイト思ヒマスノデ、電力委員會モ開キ、尙ホ政府部內ニ於キマシテ十分ノ準備ヲ致シマシテ、此ノ水力ノ徹底的ナル開發ヲ致シタイ、斯様ニ考ヘテ居ル次第デアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 山崎君ノ勸議ニ御異議アリマセスカ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト呼ブ者アリ

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ勸議ノ如ク決シマシタ、議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時三分散會

リマセズ、殊ニ職權者等ヲ包含セナイ意味デ、十分氣ヲ付ケテ參リタイト思ヒマス

又電氣ニ關スル「エンジニア」ノ養成ハ御指摘ノ通りデアリマシテ、殊ニ日本トシテハ將來スルカ「方面ニ付キマシテハ、十分ノ意ヲ用ヒテ其ノ養成ヲ期シタイト存ズル次第デアリマス(拍手)

○議長(山崎猛君) 是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○山口喜久一郎君 日程第三及ビ第四ノ兩案ヲ一括シテ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ勸議ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ勸議ノ如ク決シマシタ

○山口喜久一郎君 殘餘ノ日程ヲ延期シ本日ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(山崎猛君) 山口君ノ勸議ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(山崎猛君) 御異議ナシト認メマス、仍テ勸議ノ如ク決シマシタ、議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後四時三分散會

定價 一部 七十錢

發行所 東京都牛込區市ヶ谷本村町
電話九段五三一
振替東京一九〇〇〇圖書課